

# 第3次丸森町障害者計画 丸森町障害福祉計画 (第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり  
～ま～るい心で支えあい、守りあい、ともに生きる丸森～



令和6年3月  
丸森町



## はじめに

我が国は、人口減少や少子高齢化、核家族化の進展、生活様式の多様化などにより、社会を取り巻く環境が大きく変化してきました。

そのため、家庭や地域における支え合いの基盤が弱まり、子育て家庭の支援や高齢者の介護など、様々な地域課題が浮き彫りになってきています。

障害福祉の分野でも、障害のある方の重度化や高齢化、介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、障害のある方の地域における生活支援など様々な課題への対応が求められています。

このような中、本町では平成19年3月に「丸森町障害者計画」を策定して以降、平成28年3月に「第2次丸森町障害者計画」を策定し、様々な障害者施策の推進に努めてまいりました。

令和5年度で「第2次丸森町障害者計画」の計画期間が終了となることから、基本理念「一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり」を継承し、「第3次丸森町障害者計画」を策定いたしました。

本計画は、「丸森町総合計画」を最上位計画とし、保健福祉分野の総合計画版となる「第2期丸森町地域福祉計画」の基本目標である「まもり愛・ささえ愛・たすけ愛」を踏まえ、その他関連計画との整合や連携を図りながら取り組んでまいります。

障害のある方々が住み慣れた地域の中で、自分らしく安心した生活を送れるよう、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、今後とも、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提案をいただきました丸森町障害者計画等推進委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力をいただきました皆様並びに関係機関の皆様に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和6年3月



丸森町長 保科郷雄



## ●● 目 次 ●●

第1章 計画の基本事項.....	1
第1節 計画策定にあたって.....	1
第2節 障害者施策をめぐる動き.....	2
第3節 計画の位置付け・計画期間.....	4
第4節 策定体制.....	6
第2章 障害のある人を取り巻く環境.....	7
第1節 丸森町の概況.....	7
第2節 障害のある人を取り巻く状況.....	8
第3節 アンケート調査からみる障害のある人の生活実態と支援ニーズ.....	16
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
第1節 基本理念.....	23
第2節 施策に共通する横断的視点.....	24
第4章 施策体系.....	25
第5章 施策の取組（第3次丸森町障害者計画）.....	27
基本目標1 日々の暮らしを支えるまちづくり.....	27
施策1-1 生活支援.....	27
施策1-2 保健・医療・福祉.....	33
施策1-3 教育、芸術活動、スポーツ等.....	36
基本目標2 安心と安らぎのある住みよいまちづくり.....	38
施策2-1 生活環境.....	38
施策2-2 情報提供の充実.....	40
施策2-3 安全・安心.....	42
基本目標3 社会参加へ向けた自立を支えるまちづくり.....	45
施策3-1 雇用・就労.....	45
施策3-2 差別の解消及び権利擁護の推進.....	47
施策3-3 公共サービス・まちなかにおける配慮.....	51

第6章	丸森町障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）	53
第1節	障害福祉計画・障害児福祉計画について	53
第2節	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保にかかる目標	54
1	施設入所者の地域生活への移行	54
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	54
3	地域生活支援の充実	55
4	福祉施設から一般就労への移行等	56
5	障害児支援の提供体制の整備等	58
6	相談支援体制の充実・強化等	60
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築	61
第3節	支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策	62
1	障害福祉サービス等の必要な量の見込み	62
2	障害児通所支援等の必要な量の見込み	68
3	発達障害者等に対する支援	69
第4節	地域生活支援事業	70
1	地域生活支援事業の概要	70
2	地域生活支援事業の見込量	71
3	地域生活支援事業の見込量確保のための方策	72
第7章	計画の推進	75
第1節	計画の推進体制	75
1	円滑なサービス提供体制の確立	75
2	サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保	75
第2節	計画の進行管理	76
1	点検及び評価体制	76
資	料	編
資料1	策定経過	77
資料2	策定協議組織	78
資料3	用語解説	80

# 第1章 計画の基本事項



# 第1章 計画の基本事項

## 第1節 計画策定にあたって

---

今日、障害のある人やその家族の意識は確実に変わってきており、“より自分らしく生きたい”、“積極的な生き方をしたい”、といった意識が高まってきており、障害福祉施策に対しても生活の質的な向上に強い関心が寄せられています。

同時に、障害のある人をめぐる状況を総合的にとらえると、当事者の高齢化や障害の重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、“親亡き後”の生活への不安も依然として強くあらわれています。

一方、法制度の動向をみると、平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行されてから10年が経過し、この間に障害のある人が自ら望む地域生活を営むために、日中活動の場や生活の場、就労等、様々な取組を進展してきました。

現在、丸森町では平成28年3月に「第2次丸森町障害者計画（平成28年度～令和5年度）」、令和3年3月に「丸森町障害福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（令和3年度～5年度）」を策定し、計画的な障害者施策の推進を図っています。

令和5年度には現行の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況等を確認し、国の指針や県の計画、近年行われた障害者制度改革を踏まえ、新たに「第3次丸森町障害者計画及び丸森町障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）」（以下、「本計画」とします。）を策定いたします。

## 第2節 障害者施策をめぐる動き

平成28年3月の「第2次丸森町障害者計画」の策定以降、国においても、障害のある人の積極的な社会参画に向けた整備が進められるなど、「共に生きる地域づくり」（共生社会）の視点から、障害のある人の生活の質を高め、生涯を安心して暮らせる福祉のまちを実現するために、様々な社会的障壁を越えて社会全体で取り組む方向性が示されました。

さらに、「誰一人取り残さない」をスローガンに令和12年までに全世界で達成を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて取り組む必要があります。

### 1 国等の障害のある人に関する法律や制度の動向

障害のある人に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、計画策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。

主な動きは次のとおりです。

図表 国等の障害のある人に関する法律や制度の動向

年	国		宮城県	丸森町
平成18年度 (2006)	・障害者自立支援法の施行 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	重点 5 重点 5 重点 5	みやぎ障害者プラン	第1期障害福祉計画
平成19年度 (2007)	・障害者権利条約署名			
平成20年度 (2008)	・児童福祉法の改正			
平成21年度 (2009)		障害者基本計画 (第2次)	みやぎ障害者プラン	第2期障害福祉計画
平成22年度 (2010)				
平成23年度 (2011)	・障害者基本法の一部を改正する法律の施行			
平成24年度 (2012)	・障害者虐待防止法の施行 ・改正児童福祉法の施行	重点 5 重点 5 重点 5	みやぎ障害者プラン	障害者計画
平成25年度 (2013)	・障害者総合支援法の施行 ・障害者優先調達推進法の施行 ・成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行			
平成26年度 (2014)	・障害者権利条約の批准 ・難病の患者に対する医療等に関する法律の施行			
平成27年度 (2015)		障害者基本計画 (第3次)	みやぎ障害者プラン	第3期障害福祉計画

年	国		宮城県	丸森町	
平成28年度(2016)	・改正障害者雇用促進法施行 ・改正発達障害者支援法施行 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 ・障害者差別解消法施行	障害者基本計画 (第3次)	みやぎ障害者プラン	第2次障害者計画	第4期障害福祉計画
平成29年度(2017)					
平成30年度(2018)	・改正障害者総合支援法一部施行 ・改正児童福祉法一部施行	障害者基本計画 (第4次)	みやぎ障害者プラン		第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画
令和元年度(2019)					
令和2年度(2020)					
令和3年度(2021)	・医療的ケア児支援法施行				
令和4年度(2022)	・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画	
令和5年度(2023)		障害者基本計画 (第5次)			

## 2 SDGsによる取組の推進

SDGs（持続可能な開発目標）では、持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない」ことを目指しています。

そのため、あらゆる人が排除されないことを意味する「インクルーシブ」の視点を持ち、誰もが自立して安全安心な社会を実現していくために、障害者施策の推進にあたっても各分野で取り組んでいくことが求められています。



## 第3節 計画の位置付け・計画期間

### 1 計画の位置付け

本計画の法定上の位置付けは、次のとおりであり、「第3次丸森町障害者計画」、「丸森町障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）」から構成されます。

○ 障害者計画（障害者基本法 第11条 第3項）

⇒ 主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定め、障害者のための施策に関する基本的な計画となります。

○ 障害福祉計画（障害者総合支援法 第88条 第1項）

⇒ 主に数値目標と成果目標、サービス見込量を定め、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

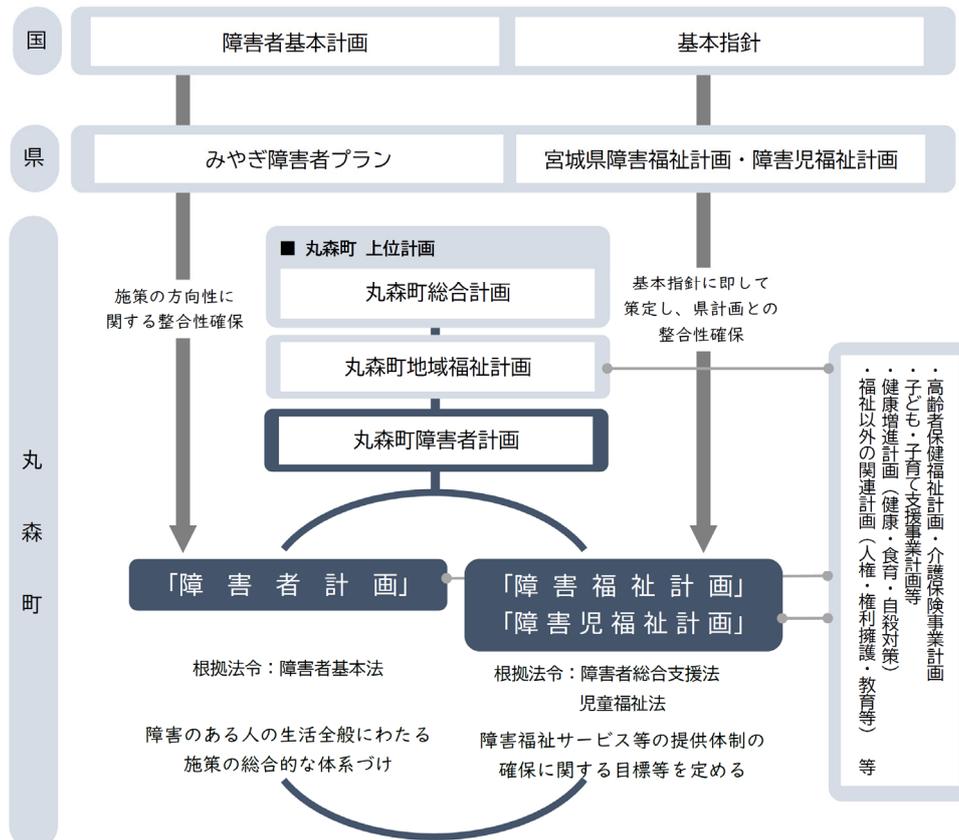
○ 障害児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）

⇒ 主に数値目標と成果目標、サービス見込量を定め、障害児のサービス等の確保に関する計画となります。

○ その他

⇒ 計画の策定にあたっては、上位計画である「丸森町総合計画（第五次）」、「丸森町地域福祉計画（第2期）」をはじめ、関連する介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等、本町の保健福祉関連計画との整合にも配慮します。

図表 計画の位置付け



## 2 計画の対象者

本計画における「障害者」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害、難病患者（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、発達障害、高次脳機能障害など、障害者手帳の有無に関わらず、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

また、共生社会の実現のためには、すべての住民の理解と協力が必要となります。

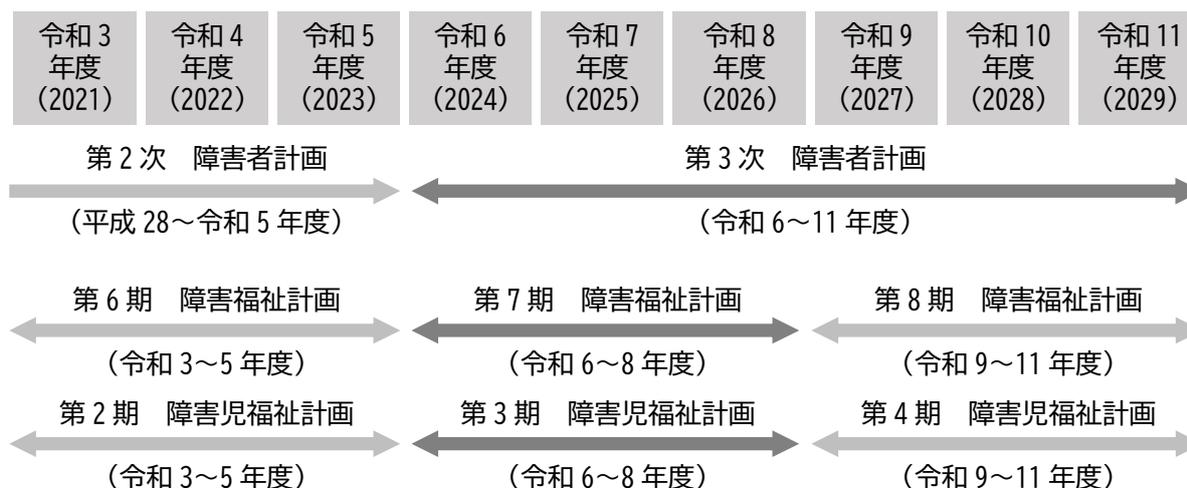
そのため、本計画の直接の対象は「障害者」自身ですが、全住民を対象とします。

## 3 計画の期間

「第3次障害者計画」については、令和6年度から令和11年度までの6か年、「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間として策定します。

なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画の期間



## 第4節 策定体制

---

### 1 アンケート調査による障害のある人の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障害者（身体障害・知的障害・精神障害者（児）等）を対象に「病気や障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりのためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」とします。）を実施しました。

#### 《 調 査 概 要 》

- 調査対象：丸森町が管轄する、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方 790 名
- 調査期間：令和5年（2023年）6月
- 調査方法：郵送配布・回収
- 回 収：385 票（48.7%）

### 2 丸森町障害者計画等推進委員会による審議

本計画の策定は、住民、福祉団体の代表者、学識経験者、公共的団体の代表者等で構成する「丸森町障害者計画等推進委員会」において、審議を行いました。

## 第2章 障害のある人を取り巻く環境



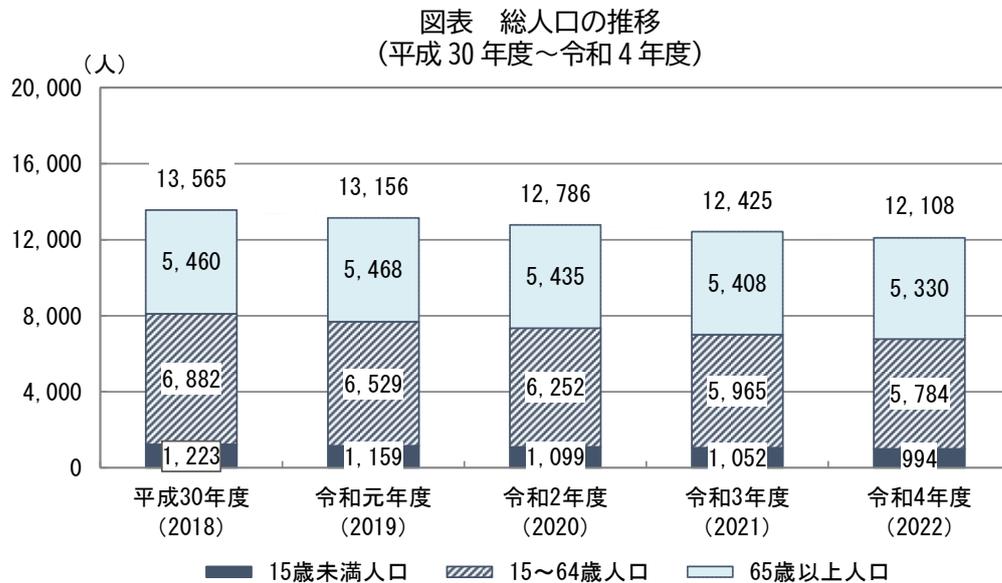
## 第2章 障害のある人を取り巻く環境

### 第1節 丸森町の概況

#### 1 人口の状況

直近の人口推移の把握として住民基本台帳による年齢3区分の推移をみると、令和4年度の15歳未満人口は994人、15～64歳人口は5,784人と減少傾向にあります。

一方で65歳以上人口は令和元年度まで増加推移にありましたが、令和4年度には5,330人と減少に転じており、各年齢区分で人口の減少が進み、少子高齢化の進行がみられます。



(単位：人)

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
総人口	13,565	13,156	12,786	12,425	12,108
15歳未満	1,223	1,159	1,099	1,052	994
15～64歳	6,882	6,529	6,252	5,965	5,784
65歳以上	5,460	5,468	5,435	5,408	5,330
(参考) 世帯数	5,109	5,057	4,998	4,952	4,939
(参考) 一世帯当たり人員	2.66	2.60	2.56	2.51	2.45

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

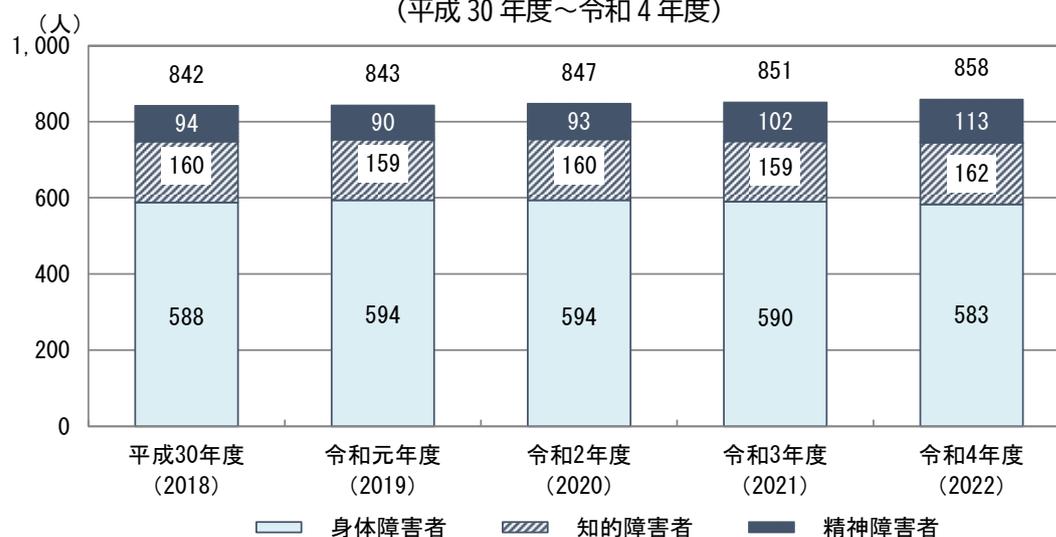
## 第2節 障害のある人を取り巻く状況

### 1 手帳別障害者数の推移

障害者手帳所持者数の状況を、平成30年度以降の手帳所持者数の推移からみると、身体障害者は増減を繰り返しながら令和4年度末には583人と緩やかな減少傾向にあります。全障害者の約67.9%を占めています。

また、知的障害者は各年160人前後の推移を続け大きな変動がみられない一方で、精神障害者は増加傾向にあり、令和4年度は113人となっています。

図表 手帳別障害者数の推移  
(平成30年度～令和4年度)



(単位：人)

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
障害者手帳所持者数※	842	843	847	851	858
身体障害者手帳所持者	588	594	594	590	583
療育手帳所持者	160	159	160	159	162
精神障害者保健福祉手帳所持者	94	90	93	102	113

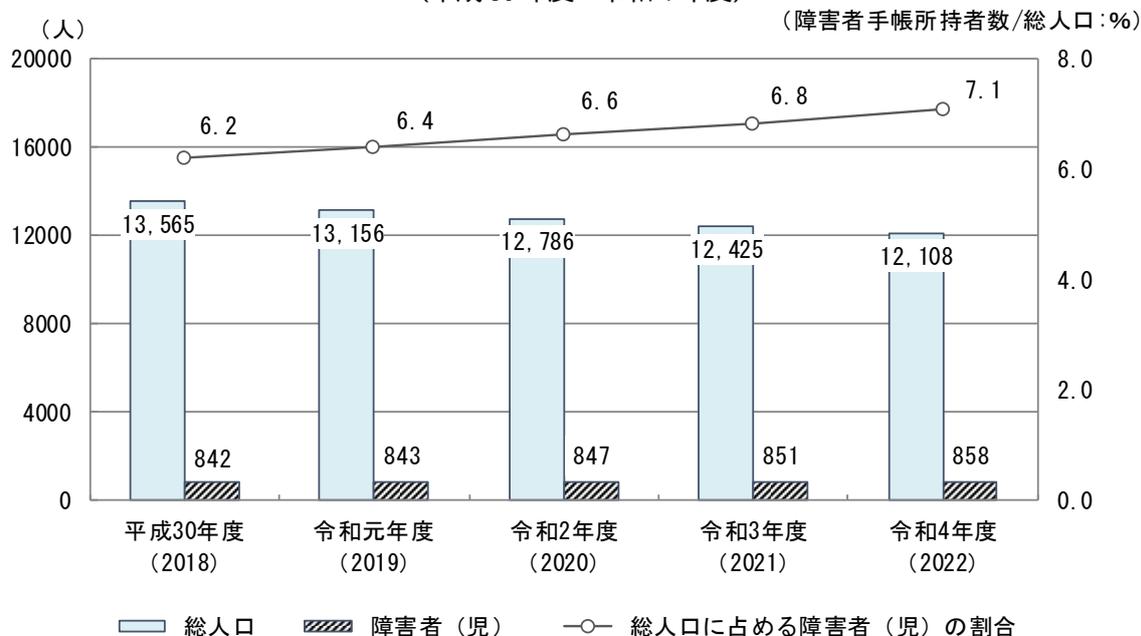
※ 障害者手帳所持者数は、重複して手帳を所持している人を含みます。

資料：保健福祉課（各年度末現在）

また、総人口と障害者手帳所持者数の推移をみると、総人口は減少を続けているのに対し、障害者手帳所持者は令和2年度以降増加に転じ、令和4年度には858人となっています。

総人口に占める障害者手帳所持者の割合では、平成30年度以降増加傾向にあり、令和4年度は7.1%となっています。

図表 総人口と障害者手帳所持者数の推移  
(平成30年度～令和4年度)



(単位：人・%)

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
総人口	13,565	13,156	12,786	12,425	12,108
障害者手帳所持者数*	842	843	847	851	858
総人口に占める割合	6.2	6.4	6.6	6.8	7.1

※ 障害者手帳所持者数は、重複して手帳を所持している人を含みます。

資料：住民基本台帳・保健福祉課（各年度末現在）

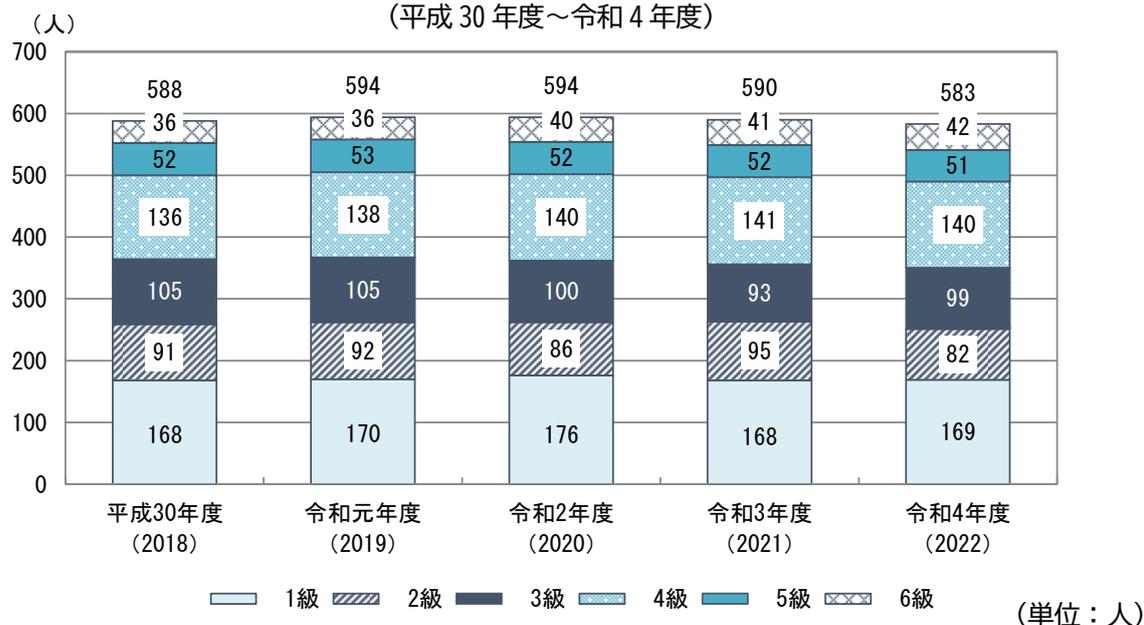
## 2 身体障害のある人

### (1) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

身体障害者手帳所持者の等級別推移をみると、平成30年度以降「1級」が最も多く、次いで「4級」となる状況が続いています。

増減を繰り返しながらも増加傾向がみられるのは主に「6級」、「4級」となっており、対して減少傾向がみられるのは「5級」、「3級」、「2級」となっています。

図表 身体障害者手帳所持者数の等級別推移  
(平成30年度～令和4年度)



区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
身体障害者手帳所持者 (児)	588	594	594	590	583
1級	168	170	176	168	169
2級	91	92	86	95	82
3級	105	105	100	93	99
4級	136	138	140	141	140
5級	52	53	52	52	51
6級	36	36	40	41	42

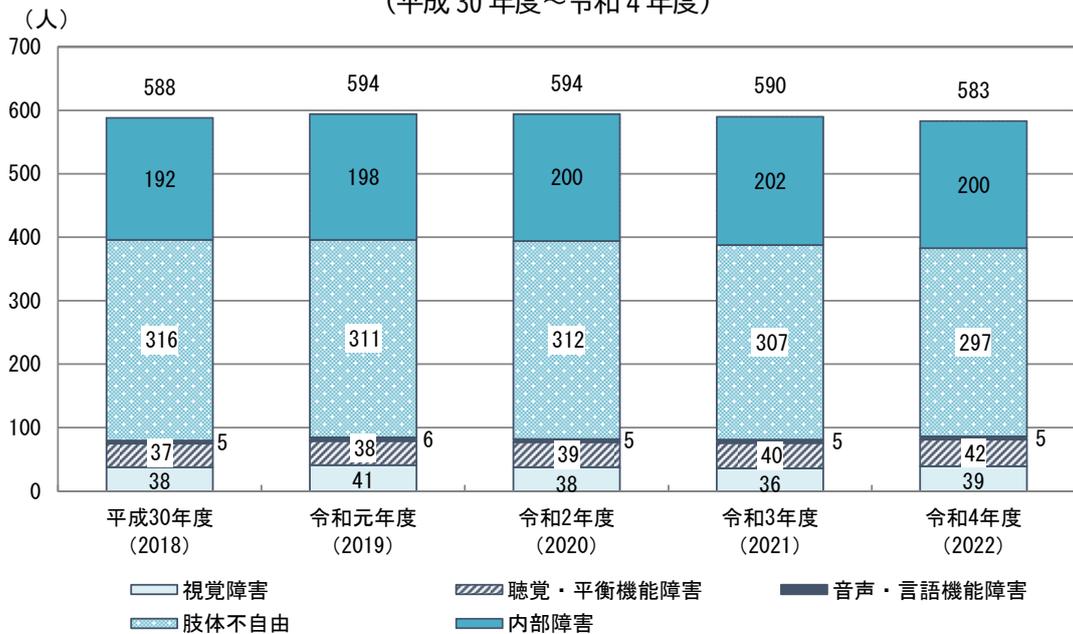
資料：保健福祉課（各年度末現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者数の種類別推移

身体障害者手帳所持者数の種類別推移をみると、各年度で増減するなか、平成30年度以降「肢体不自由」が最も多く占めている状況が続いていますが、令和4年度は297人と減少傾向にあります。

また、「聴覚・平衡機能障害」、「内部障害」は緩やかな増加傾向がみられます。

図表 身体障害者手帳所持者の種類別推移  
(平成30年度～令和4年度)



(単位：人)

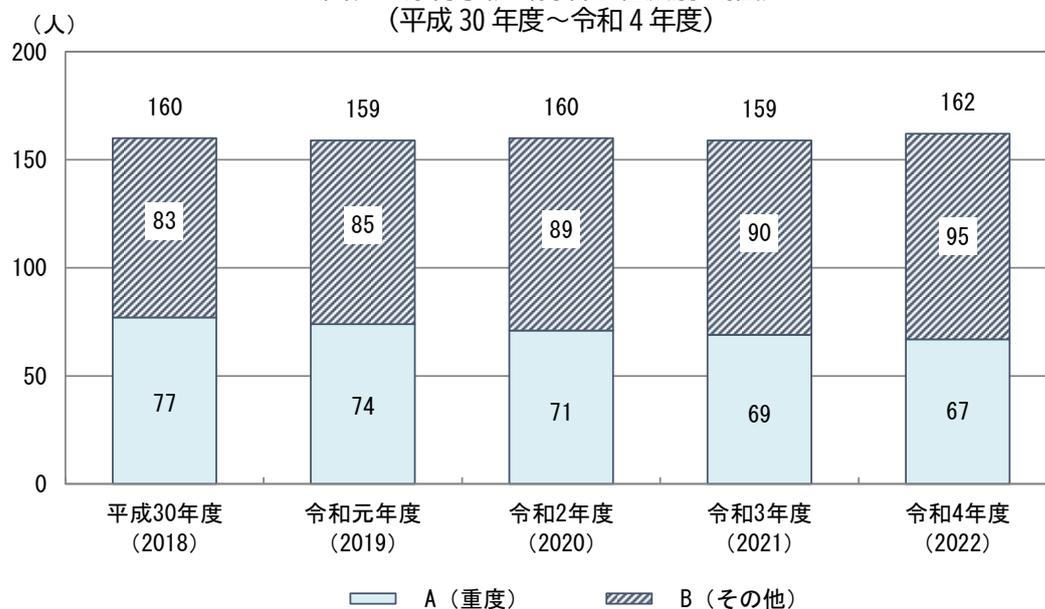
区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
身体障害者手帳所持者 (児)	588	594	594	590	583
視覚障害	38	41	38	36	39
聴覚・平衡機能障害	37	38	39	40	42
音声・言語機能障害	5	6	5	5	5
肢体不自由	316	311	312	307	297
内部障害	192	198	200	202	200
心臓機能障害	107	108	108	111	112
呼吸機能障害	12	13	14	14	13
膀胱・直腸・小腸等の障害	30	33	33	32	32
腎臓機能障害	41	42	43	42	41
免疫機能障害	2	2	2	2	2
肝臓機能障害	0	0	0	1	0

資料：保健福祉課 (各年度末現在)

### 3 知的障害のある人

療育手帳所持者数を程度別にみると、平成30年度以降「B（その他）」が「A（重度）」を上回る推移を続けており、令和4年度の「A（重度）」は67人と減少傾向である一方、「B（その他）」は95人と増加傾向にあります。

図表 療育手帳所持者の程度別の推移  
(平成30年度～令和4年度)



(単位：人)

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
療育手帳所持者（児）	160	159	160	159	162
A（重度）	77	74	71	69	67
B（その他）	83	85	89	90	95

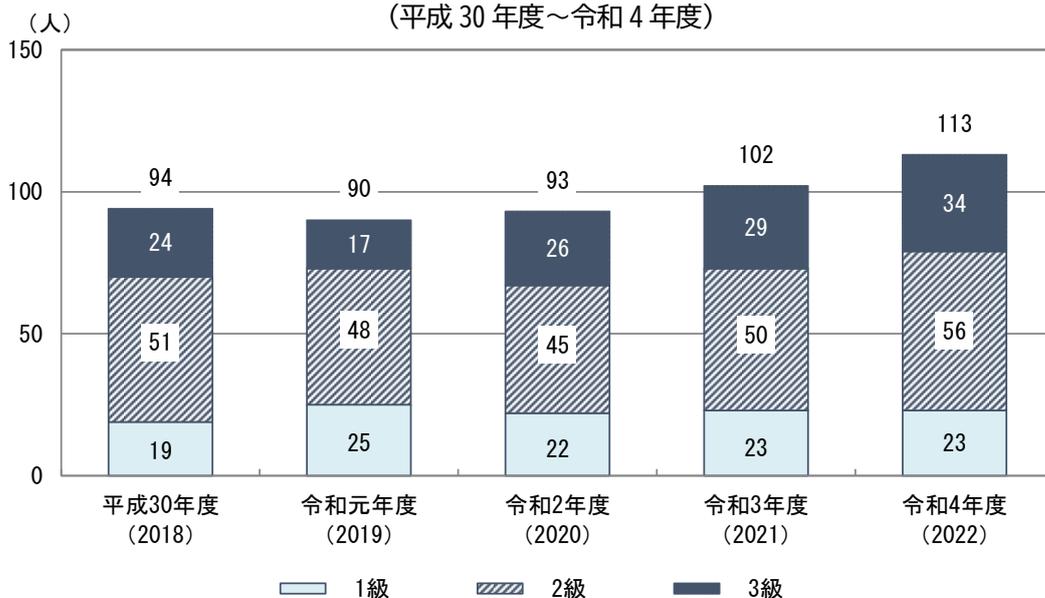
資料：保健福祉課（各年度末現在）

## 4 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移をみると、平成30年度以降「2級」が最も多く占めている状況が続いており、令和4年度には56人と増加傾向にあります。

なお、「1級」、「3級」とともに増減を繰り返しながら増加傾向にあり、近年の精神障害者の増加を各等級が後押しする形となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳の等級別推移  
(平成30年度～令和4年度)



(単位：人)

区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
精神障害者保健福祉手帳所持者 (児)	94	90	93	102	113
1級	19	25	22	23	23
2級	51	48	45	50	56
3級	24	17	26	29	34

資料：保健福祉課（各年度末現在）

## 5 障害支援区分認定者の推移

令和4年度における障害支援区分認定者の推移をみると、最も支援が必要とされる「区分6」が23人と多く占め、内訳は「身体」、「知的」がそれぞれ10人以上となっています。

また、「精神」で最も多いのは「区分なし」の21人となっています。

図表 障害支援区分認定者の推移（障害別・区分別）

(単位：人)

平成30年度(2018)							
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
合 計	0	13	22	16	15	20	39
身体	0	0	4	0	4	9	3
知的	0	9	13	15	10	11	27
精神	0	3	4	1	1	0	9
児童	0	1	1	0	0	0	0

令和元年度(2019)							
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
合 計	0	10	19	13	13	20	45
身体	0	0	3	1	3	9	3
知的	0	9	14	11	9	11	27
精神	0	1	1	1	1	0	15
児童	0	0	1	0	0	0	0

令和2年度(2020)							
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
合 計	0	13	19	16	11	21	46
身体	0	1	2	1	2	9	3
知的	0	11	15	12	9	12	23
精神	0	1	1	3	0	0	20
児童	0	0	1	0	0	0	0

令和3年度(2021)							
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
合 計	3	13	23	15	11	22	46
身体	0	1	2	1	2	10	3
知的	2	10	17	12	9	12	24
精神	1	2	3	2	0	0	18
児童	0	0	1	0	0	0	1

令和4年度(2022)							
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
合 計	4	13	24	16	12	23	46
身体	0	1	2	2	2	10	3
知的	2	9	17	13	9	13	22
精神	2	3	5	1	1	0	21
児童	0	0	0	0	0	0	0

資料：保健福祉課（各年度未現在）

## 6 自立支援医療受給者証所持者の推移

自立支援医療受給者証所持者の推移を各区分でみると、更生医療の受給者証所持者は、令和2年度までは増加がみられましたが令和4年度には22人と減少しています。

一方で、精神通院医療の受給者証所持者については増加傾向にあり、令和4年度には201人となっています。

なお育成医療の受給者証所持者については、令和2年度以降は0人となっています。

図表 自立支援医療受給者証所持者の推移  
(平成30年度～令和4年度)

(単位：人)

区 分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
更生医療	26	25	28	26	22
育成医療	3	1	0	0	0
精神通院医療	189	186	187	191	201

資料：保健福祉課（各年度末現在）

## 7 就学の状況

令和5年10月1日現在、町立小学校2校に4学級、町立中学校1校に3学級の特別支援学級があり、障害のある子どもたちが教育を受けられるよう取り組んでいます。

また、障害児保育は町内の認定こども園1施設で2人が通園、宮城県立角田支援学校は4人が通学しています。

図表 就学の状況

(単位：学級・施設・人)

区 分	障害児保育	小学校	中学校	角田支援学校 (小・中)
学級数(施設数)※	1	4	3	1
児童生徒数	2	19	8	4

※小学校、中学校は学級数、障害児保育、角田支援学校は施設数です。

※角田支援学校の高等部は含みません。

資料：子育て定住推進課・学校教育課（令和5年10月1日現在）

### 第3節 アンケート調査からみる障害のある人の生活実態と支援ニーズ

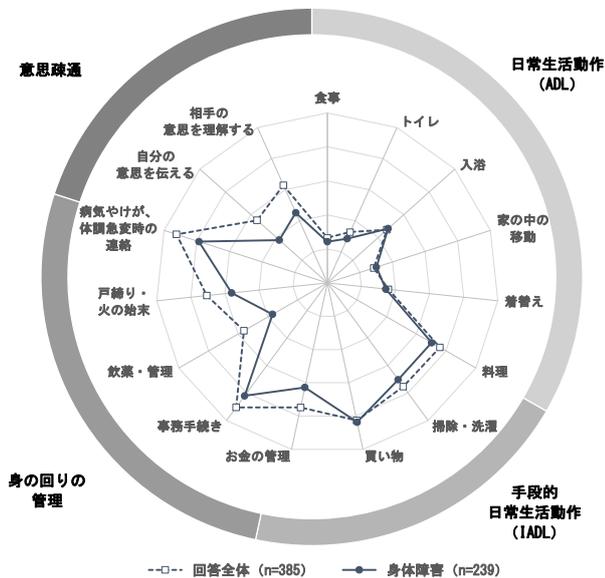
#### アンケート調査結果のみかた

- 図表に示す「n」は当該設問の回答者数を示しています。
- 図表の構成比（百分率）は、回答者数を100%として算出しており、小数点第2位以下を四捨五入して表記しており、比率の合計が100.0%とならない場合があります。また、複数回答の設問では各比率の合計が100.0%を超える場合があります。

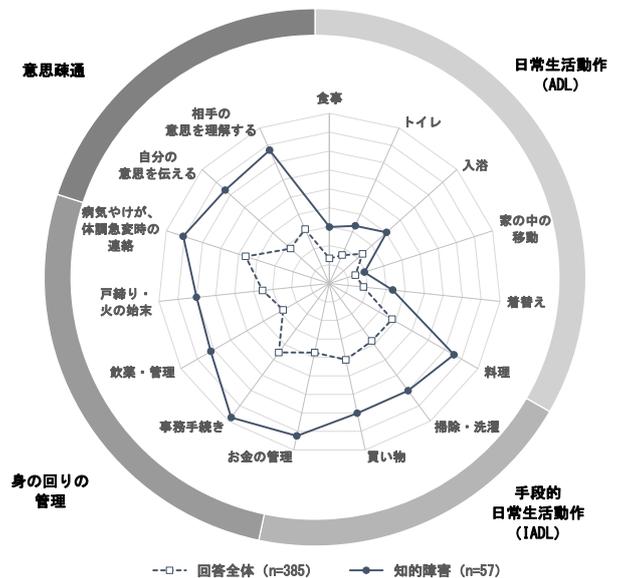
#### 1 支援の必要なときについて

部分的、全面的に支援の必要なときについては、知的障害のある人、精神障害のある人・精神通院をしている人において『手段的日常生活動作（IADL）』と『意思疎通』について、支援への意向が高くなっています。

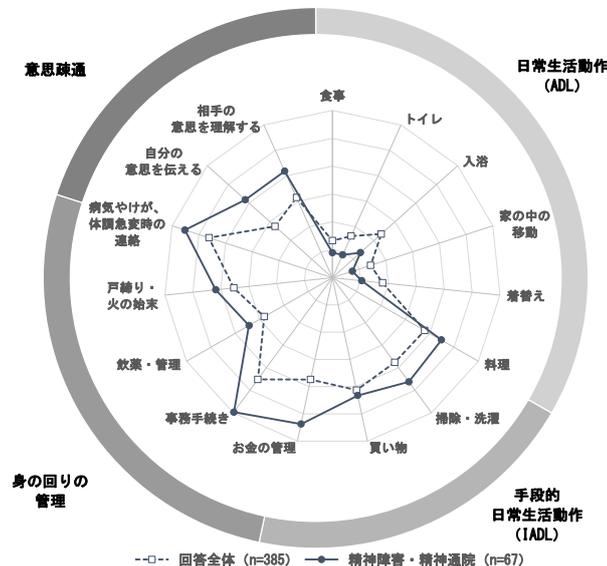
図表 身体障害のある人



図表 知的障害のある人



図表 精神障害のある人・精神通院をしている人



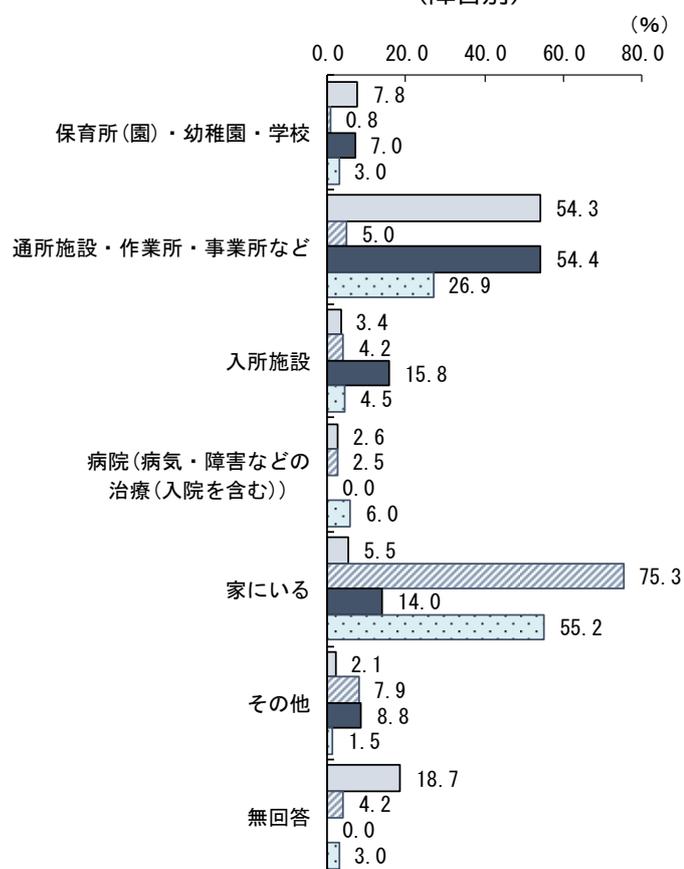
## 2 日中の過ごし方と今後の暮らし方について

障害別に日中の過ごし方をみると、身体障害、精神障害のある人・精神通院をしている人は“自宅”、知的障害のある人は“通所施設・作業所・事業所など”が最も高くなっています。

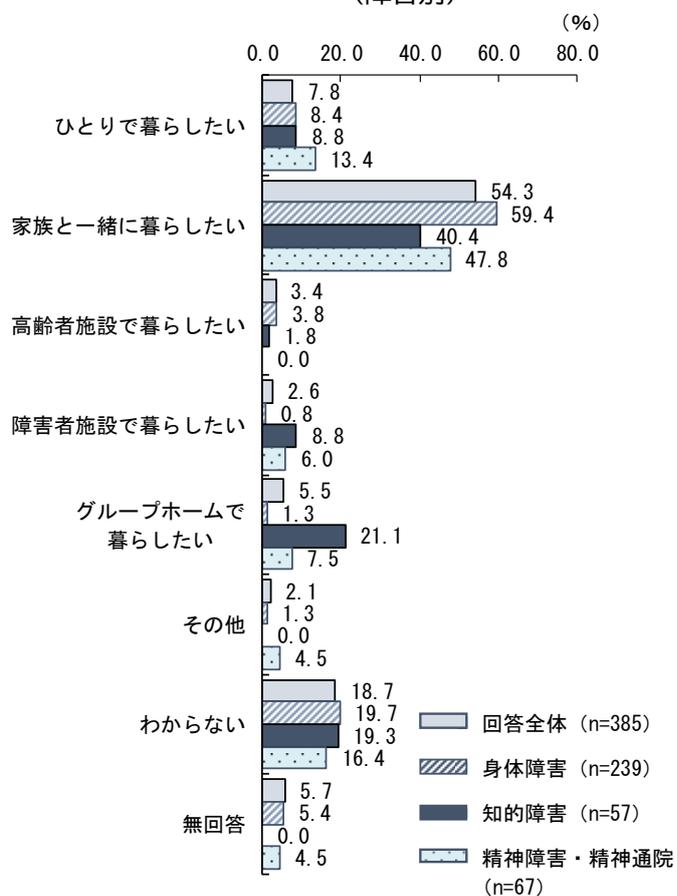
今後の暮らし方では“家族”との暮らしが回答全体で最も高くなっており、在宅での生活の継続を望む意向がうかがえます。

また、障害別にみると、知的障害のある人では、“グループホーム”を望む意向が2割、精神障害のある人・精神通院をしている人では、今後の暮らし方として“ひとり暮らし”を望む意向が1割を占め、他の障害よりも高くなっています。

図表 日中の過ごし方  
(障害別)



図表 今後の暮らし方  
(障害別)

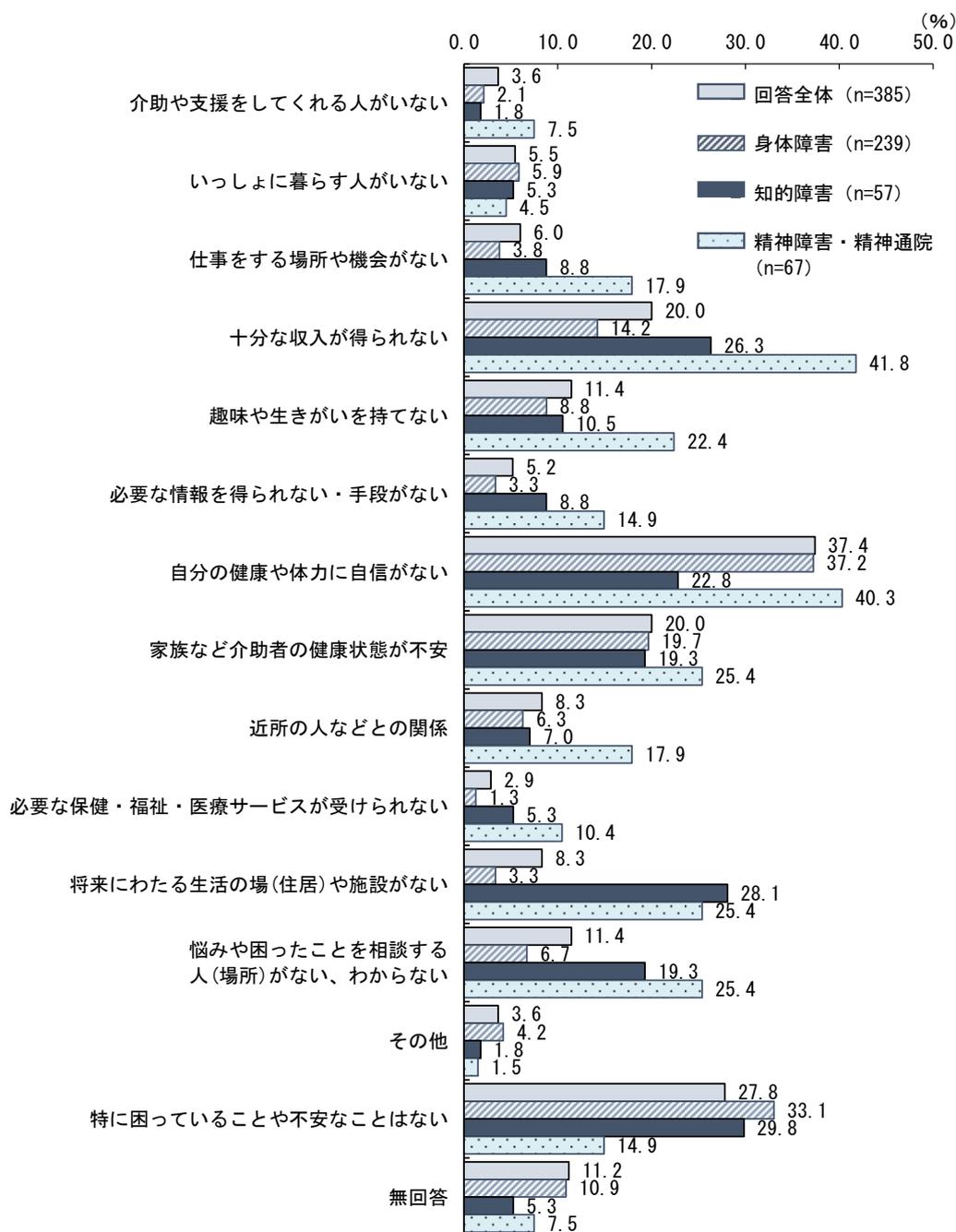


### 3 現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて

現在の生活で困っていることや不安に思っていることでは、各障害ともに自身や家族の健康、将来の居場所、経済的なことを上位に挙げています。

精神障害のある人・精神通院をしている人では、「悩みや困ったことを相談する人(場所)がない、わからない」ことを上位に挙げています。

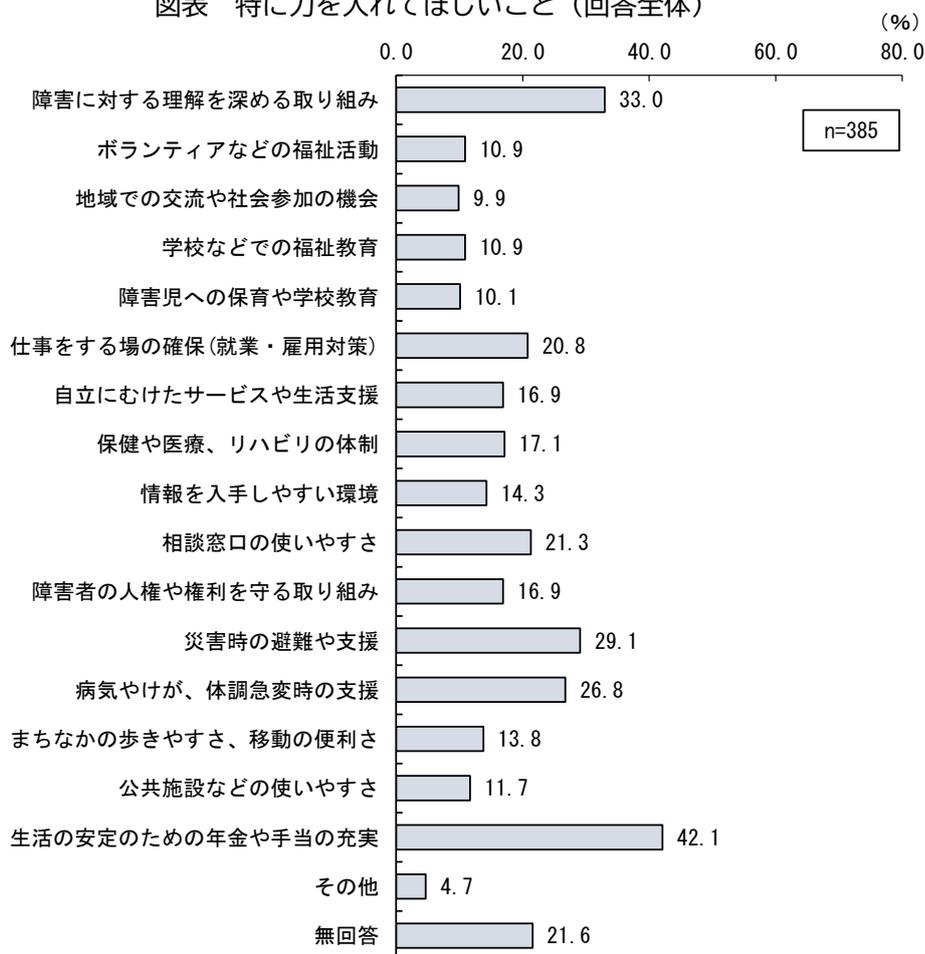
図表 現在の生活で困っていることや不安に思っていること  
(障害別)



#### 4 特に力を入れてほしいことについて

特に力を入れてほしいことについては、「生活の安定のための年金や手当の充実」が42.1%と最も高くなっており、各障害において上位に挙げています。次いで「障害に対する理解を深める取り組み」が33.0%、「災害時の避難や支援」が29.1%となっています。

図表 特に力を入れてほしいこと（回答全体）



(障害別：上位3項目)

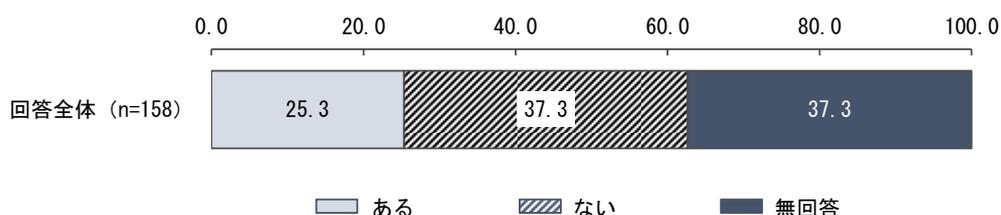
	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=239)	生活の安定のための年金や 手当の充実 41.8%	災害時の避難や支援 28.9%	病気やけが、体調急変時の 支援 27.2%
知的障害 (n=57)	障害に対する理解を深める 取り組み 49.1%	生活の安定のための年金や 手当の充実 43.9%	災害時の避難や支援 40.4%
精神障害・精神通院 (n=67)	生活の安定のための年金や 手当の充実 53.7%	障害に対する理解を深める 取り組み 49.3%	仕事をする場の確保 (就業・雇用対策) 38.8%

## 5 介護や介助について

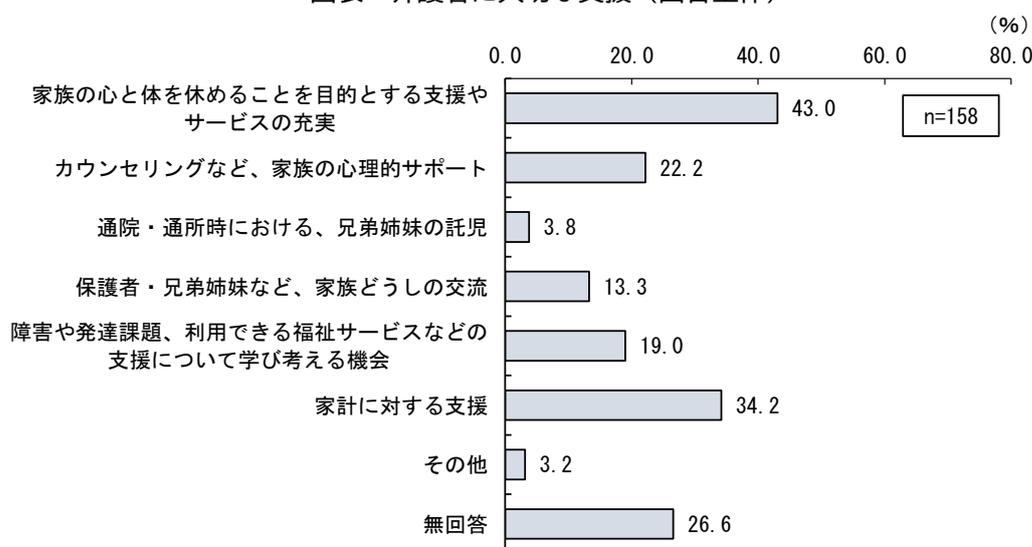
介護者の状況では、介護や介助をするうえで負担を感じたときが、「ある」が25.3%、「ない」が37.3%となっています。

また、介護者に大切な支援として「家族の心と体を休めることを目的とする支援やサービスの充実」が43.0%と最も高く、各障害別でも同様となっています。次いで「家計に対する支援」が34.2%、「カウンセリングなど、家族の心理的サポート」が22.2%となっています。

図表 介護や介助をするうえで、負担を感じたとき（回答全体）



図表 介護者に大切な支援（回答全体）



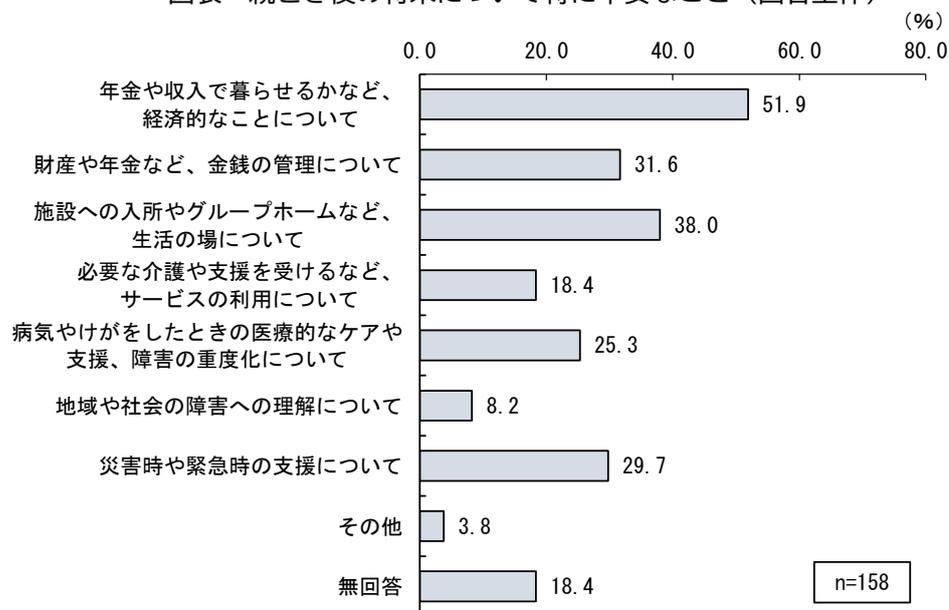
(障害別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=83)	家族の心と体を休めることを目的とする支援やサービスの充実 47.0%	家計に対する支援 37.3%	カウンセリングなど、家族の心理的サポート 18.1%
知的障害 (n=35)	家族の心と体を休めることを目的とする支援やサービスの充実 51.4%	障害や発達課題、利用できる福祉サービスなどの支援について学び考える機会 34.3%	家計に対する支援 31.4%
精神障害・精神通院 (n=36)	家族の心と体を休めることを目的とする支援やサービスの充実 41.7%	家計に対する支援 38.9%	カウンセリングなど、家族の心理的サポート 36.1%

## 6 親亡き後の支援について

家族や親亡き後の将来について特に不安なことは、「年金や収入で暮らせるかなど、経済的なことについて」が51.9%と最も高くなっています。次いで「施設への入所やグループホームなど、生活の場について」が38.0%、「財産や年金など、金銭の管理について」が31.6%となっています。

図表 親亡き後の将来について特に不安なこと（回答全体）



(障害別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=83)	年金や収入で暮らせるかなど 経済的なことについて 54.2%	災害時や緊急時の支援に ついて 30.1%	施設への入所やグループホームなど、 生活の場について 28.9%
知的障害 (n=35)	施設への入所やグループホームなど、 生活の場について 65.7%	財産や年金など、金銭の管 理について 60.0%	年金や収入で暮らせるかなど 経済的なことについて 45.7%
精神障害・精神通院 (n=36)	年金や収入で暮らせるかなど 経済的なことについて 63.9%	施設への入所やグループホームなど、 生活の場について 55.6%	財産や年金など、金銭の管 理について 50.0%



## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

---



#### 一人ひとりが自分らしく いきいきと暮らせる まちづくり

～ ま～るい心で支えあい、守りあい、ともに生きる丸森 ～



本町では、「一人ひとりが自分らしく いきいきと暮らせる まちづくり」を基本理念に掲げ、「日々の暮らしを支えるまちづくり」・「安心と安らぎのある住みよいまちづくり」・「社会参加へ向けた自立を支えるまちづくり」を基本目標とした障害福祉施策に取り組んできました。

障害のある人がこれからも地域で暮らしていくためには、引き続き、障害のある人が抱える様々な生活課題を見直し、誰もが暮らしやすいと思えるまちづくりが求められます。

そのため、本計画においても基本理念「一人ひとりが自分らしく いきいきと暮らせる まちづくり」を継承し、より一層発展させていくこととします。

一方で、障害のある人の生活課題やニーズが多様化するなかで、様々な課題に取り組み、障害のある人の自立と社会参加を支援していくためには、公的な支援のみではなく、地域全体で支援していくことも必要になってきます。

そのため、障害について理解や配慮を促進するとともに、障害のある人を含めた本町に暮らす住民、行政、関係団体、サービス提供事業所等が連携、協働し、障害のある人の高齢化、親亡き後を見据え、ライフステージを通じた支援のもとで、共生社会の形成に向けた障害福祉施策に取り組めます。

## 第2節 施策に共通する横断的視点

---

基本理念「一人ひとりが自分らしく いきいきと暮らせる まちづくり」を実現するため、各施策に共通する横断的視点を次のとおり整理します。

### 1 障害に対する理解や配慮の促進

障害のある人が、自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、スポーツ、文化活動等、多様な社会活動の場が必要不可欠です。

そのため、障害に対する理解や配慮が促進されるよう取り組みます。また、あらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害への理解と啓発が求められます。

### 2 住民、町、関係団体、サービス提供事業所等による連携、協働

障害の有無に関わらず、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を発揮し、誰もが地域で自分らしい暮らしができるよう、共生社会の実現を目指します。

そのため、様々な分野で住民、町、関係団体、サービス提供事業所等が連携・協働して、障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる仕組みが求められます。

### 3 生涯にわたる切れ目のない支援の構築

障害福祉施策は、多くの分野にまたがり、ニーズも様々であるため、親亡き後を含めて必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい暮らしを送り、社会参加を実現するうえで大切な基盤となります。

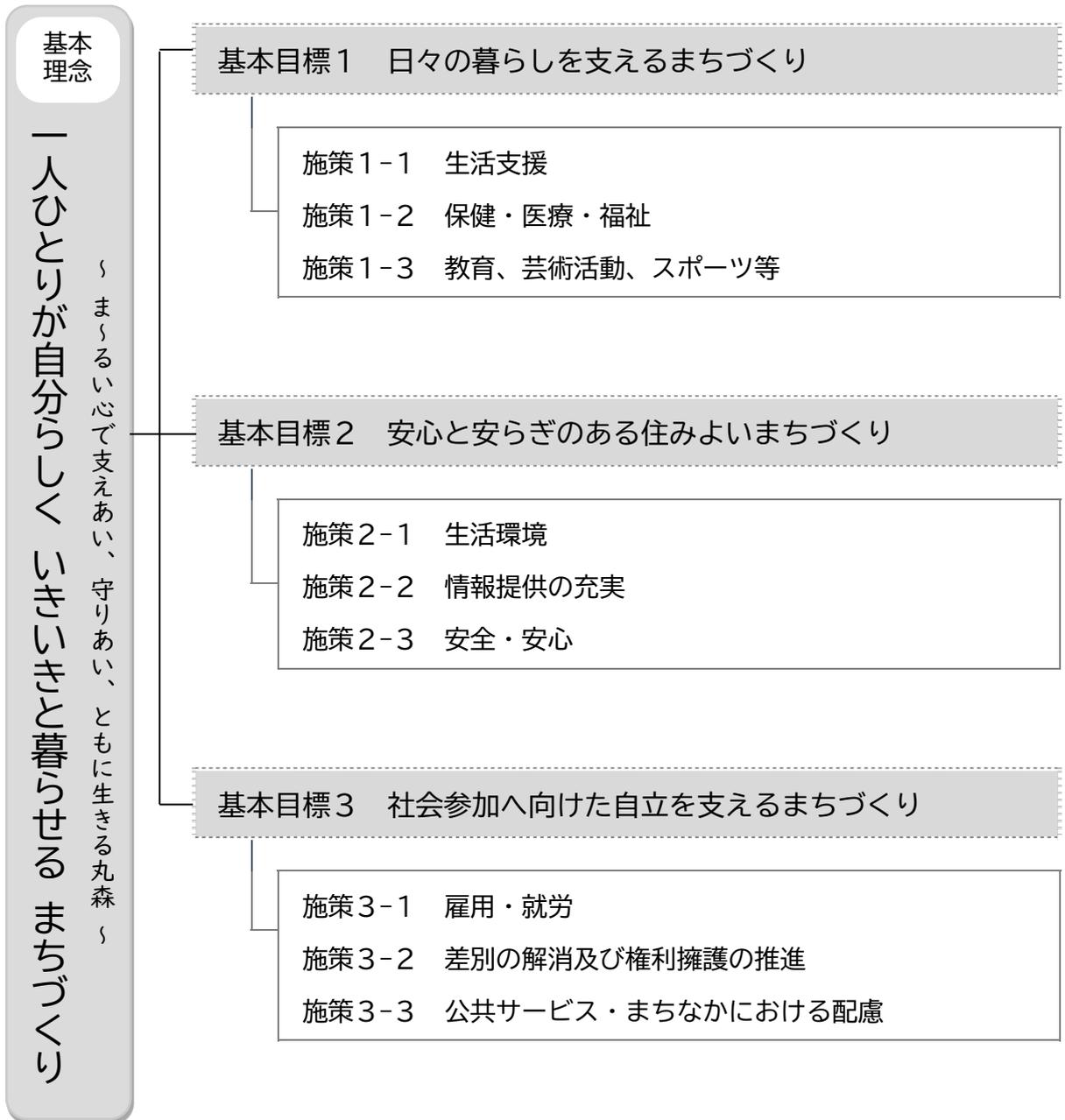
そのため、一人ひとりの年齢や障害の状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、適切な支援を途切れなく継続的に受けることができる体制の整備が求められます。

## 第4章 施策体系



# 第4章 施策体系

前章を踏まえた本町の障害福祉施策体系は次のとおりです。





## 第5章 施策の取組

(第3次丸森町障害者計画)



# 第5章 施策の取組

## (第3次丸森町障害者計画)

### 基本目標1 日々の暮らしを支えるまちづくり

#### 施策1-1 生活支援



#### 施策を取り巻く環境

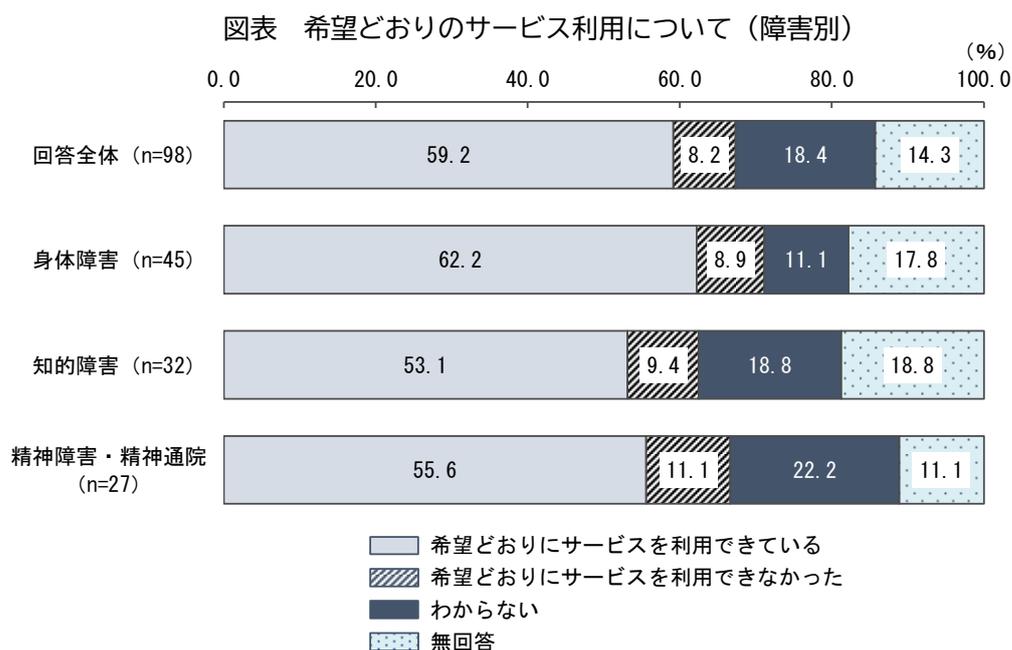
##### [ 現況と課題 ]

- 障害のある人は、今後も“家族”との暮らしを望む意向が高くなっています。しかしながら、住み慣れた地域での生活に移行・継続していくためには、障害福祉サービスの充実のみでは不十分であり、障害のある人が日々の生活で抱える困り事を解消するため、支援が必要になったときに、障害福祉サービス・生活支援等を受けられるよう、引き続きサービスの質・量の確保に努める必要があります。

##### [ アンケート調査による意識 ]

#### ① 希望どおりのサービス利用について

- 希望どおりのサービス利用について、「希望どおりにサービスを利用できている」は、回答全体の59.2%となっています。



### [ 実施方針 ]

- 障害の有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、障害のある人が基本的人権を生まれながらに持つ個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等による支援を行います。
- 身近な場所において、障害福祉サービス等、日常生活や社会生活を営むために必要な支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、また、どこで誰と生活するかについての選択の機会も得られるよう取り組んでいきます。
- 相談支援については、日常生活に必要なサービス等の支援を選択できるよう相談支援事業所と連携して取り組むほか、本人や家族の抱える様々な生活課題に対し、包括的・重層的な支援につながるよう関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

### [ 推進する施策・事業の実施概要 ]

#### (1) 相談支援体制の充実

---

##### ① 相談窓口の周知

障害のある人とその家族が身近なところでいつでも相談支援を受けることができるよう、役場、関係機関、相談支援事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所等の相談窓口や、地域で活動している障害者相談員についても周知に努めます。

また、相談があった場合は適宜、相談先を周知し、必要な支援につなぎます。

##### ② 一貫した相談支援の提供

障害のある人のライフステージに応じた継続的な相談支援を実施するために、基幹相談支援センターや児童相談所、リハビリテーション支援センター、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、切れ目のない支援を目指します。

##### ③ 人材の確保と育成

障害のある人からの相談に対応できるよう、障害者相談員、民生委員・児童委員等への研修を実施し、人材の確保と育成に努めます。

#### (2) 在宅支援体制の充実

---

##### ① 障害福祉サービス等の充実

相談支援事業所等と連携し、当事者の希望に沿った利用ができるよう適切な支給決定を行うとともに、「居宅介護」「短期入所」等、各種サービスの質・量の確保に努めます。

## ② 外出支援の充実

余暇活動や通院等の外出が、安全に安心してできるよう、外出支援の利用希望者に対して、制度の案内や提供事業所の紹介を継続して行うとともに、必要なサービス量の確保に努めます。

また、障害福祉サービスによる同行援護や地域生活支援事業による移動支援など、目的に応じて利用しやすい体制を検討するなど、事業間で隙間のないサービスを提供します。

## ③ 介護方法の周知と介護者支援

研修等を実施し在宅での介護方法の周知と介護者の健康づくりに努めます。

## ④ 日常生活用具の給付

安心して自立した日常生活を送ることができるよう、日常生活用具の給付または貸与を行います。

また、住宅改修の申請があった場合は、必要な審査を行い、適正な給付を行います。

## ⑤ 経済的な安定の支援

障害のある人と家族の生活支援のために、各種助成制度（医療費、税、手当、優遇制度等）の周知と活用を促進します。

## ⑥ 難病患者への支援

難病患者が希望するサービスを利用し、安心して自立した日常生活を送ることができるよう、障害者手帳の有無に関わらず、日常生活用具の給付または貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援や障害福祉サービスの提供を行います。

## ⑦ 地域生活への移行支援

障害のある人が快適で自立した在宅生活を送れるよう関係機関と連携し、ニーズに応じたサービスを提供するとともに、介助を担う家族等を支援するサービスの提供体制の充実に努めます。また、医療的ケアの必要な重度障害のある人の日中活動の場等、不足しているサービスの確保に努めます。

## ⑧ 障害福祉サービス等の周知

障害のある人が住み慣れた地域において安心した生活が送れるよう、日常生活を支援する様々なサービス・制度の周知に努めます。

### (3) 生活の場の確保

---

#### ① 共同生活援助（グループホーム）の確保

障害のある人が世話人の援助を受けながら安心して暮らしていけるよう、地域の中で共同生活を営む共同生活援助（グループホーム）の利用希望があった場合、ニーズに応じた生活の場の確保に努めます。

#### ② 地域生活支援拠点等の整備・機能強化

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、総合的な相談支援体制を構築するとともに、地域生活支援拠点等の充実に努めます。

また、整備後の機能を定期的に検証し、相談支援専門員や事業所間のネットワークによる機能強化に取り組み、生涯を見据えた支援環境を確保します。

#### ③ 入所施設等から地域生活への移行の推進

入所施設等から地域生活への移行に向けた取組を継続的に行い、関係機関と連携を図りつつ、地域移行支援や地域定着支援を推進するとともに、自立した日常生活に必要なサービスを提供するなど、地域生活の受入れ環境づくりに努めます。

### (4) 包括的・重層的な支援体制の整備・構築

---

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットを構築します。

また、こうした体制のもとで「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を町全体で一体的に実施し、住民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができるよう、支援の充実に努めます。

#### ① 属性を問わない相談支援

相談支援体制としては、従来の障害のある人の相談窓口を維持しつつ、相談者の属性や世代、内容等に関わらず相談できる体制を整備し、利用しやすい環境を整えます。

また、複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間にある困りごとへの対応については、必要に応じて適切な相談支援機関と相談内容を共有して課題解決にあたるほか、庁内及び仙南地域自立支援協議会等を活用し、多職種連携による課題解決に取り組みます。

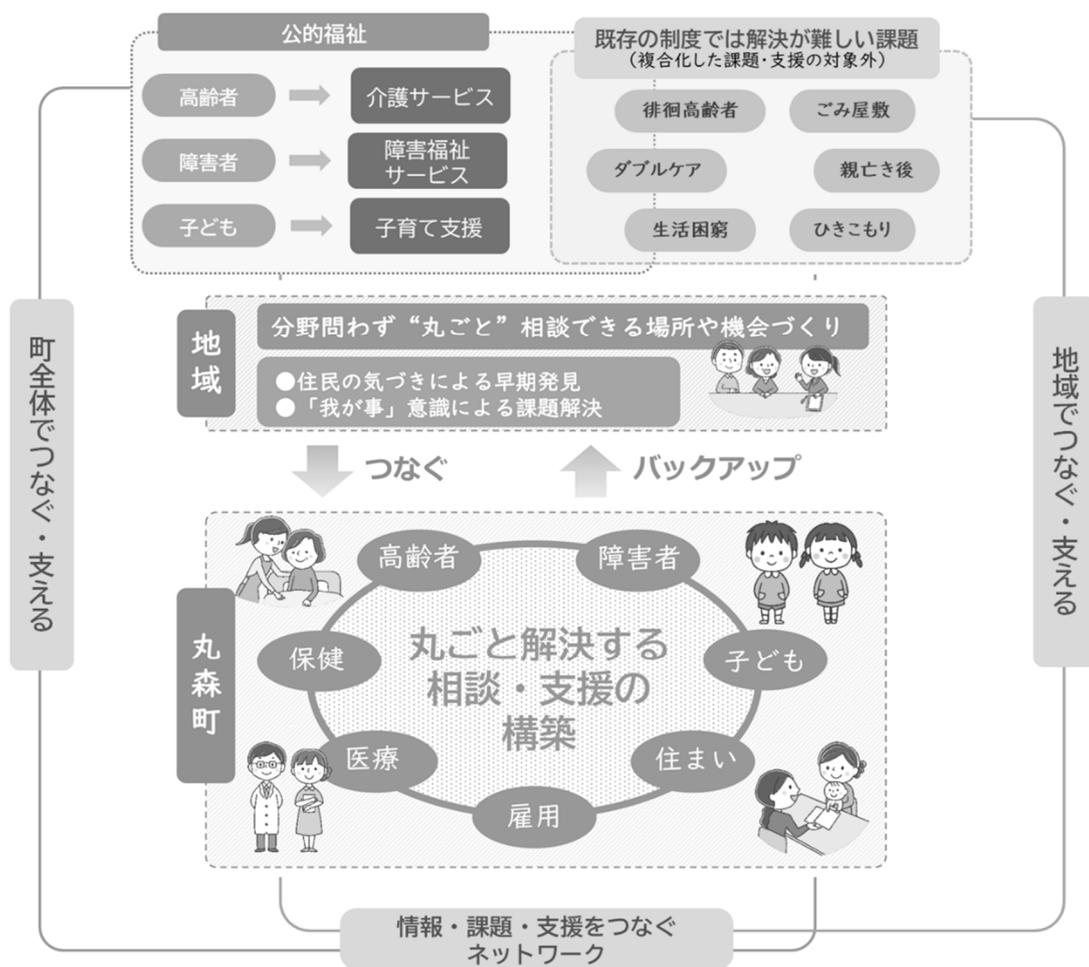
## ② 参加支援

見守り活動や相談支援、サービス提供事業所、医療機関等との連携により、複合的な課題を抱える対象者の発見とともに、地域での交流、社会参加に向けた事業やイベント等を通じて居場所づくりを行い、受け入れの支援を行います。

## ③ 地域づくりに向けた支援

障害のある人が参加しやすい地域活動や居場所づくりを通じて、個別課題の把握や必要な支援につなぎます。

図表 包括的・重層的な支援体制の整備イメージ



## ④ 地域自立支援協議会の機能強化

各相談機関に寄せられる相談内容について、仙南地域自立支援協議会において地域課題や、今後地域で求められる取組などについて必要な情報の提供や共有を行い、関係機関とも連携を図りながら、様々な生活課題の検討、解決に取り組みます。

⑤ サービス利用に結びついていない人への支援

障害者手帳を所持しているか否かに関わらず、支援を必要とする人が、相談支援や必要なサービスの利用につながるよう、各種相談窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野を横断する課題についても各窓口の連携によって、支援につながる情報提供や相談体制づくりに努めます。

⑥ 支援ネットワークづくりの推進

仙南地域自立支援協議会等を活用し、福祉施設間、保健・医療・福祉・教育・雇用など広範囲にわたる庁内関係各課及び関係機関とのネットワーク構築に取り組み、地域での生活課題への対応や支援につなげていきます。

また、丸森町社会福祉協議会を核とした多様な地域福祉活動のネットワーク化についても推進を図ります。

## 施策1-2 保健・医療・福祉



### 施策を取り巻く環境

#### [ 現況と課題 ]

- 住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らして行くためには、健康づくりの推進が重要です。保健事業では、心身の健康の保持増進のため、各種健診を実施するとともに発達相談や生活習慣病予防等の相談支援や心の相談など精神保健に関する取組を行っています。
- 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めるとともに、障害のある人が適切な保健・医療サービスが受けられるよう、今後さらに保健・医療・福祉分野との連携を進め、地域における保健・医療・福祉支援体制の充実に取り組んで行く必要があります。

#### [ アンケート調査による意識 ]

##### ① 医療を受けるときに困ること

- 障害別で見ると、知的障害、発達障害・高次脳機能障害の方は「医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」、難病等の方は「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」を最上位に挙げています。

図表 医療を受けるときに困ること（障害別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
身体障害(n=239)	病院へ行く公共交通手段が少ない 16.7%	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない 13.0%	医療費の負担が大きい 9.2%
知的障害(n=57)	医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない 28.1%	病院へ行く公共交通手段が少ない 24.6%	医師や看護師などの指示や説明がよくわからない 15.8%
精神障害(n=38)	病院へ行く公共交通手段が少ない 36.8%	いくつもの病院に通わなければならない 26.3%	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない 21.1%
精神通院(n=59)	病院へ行く公共交通手段が少ない 37.3%	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない 23.7%	医療費の負担が大きい 16.9%
難病等(n=31)	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない・病院へ行く公共交通手段が少ない 22.6%（同率）		いくつもの病院に通わなければならない 12.9%
発達障害・高次脳機能障害(n=30)	医師や看護師などに病気の症状を正しく伝えられない・病院へ行く公共交通手段が少ない 30.0%（同率）		医師や看護師などの指示や説明がよくわからない・専門的な治療をしてくれる病院が近くにない 13.3%（同率）

### [ 実施方針 ]

- 障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。また、日常生活における健康づくりや予防についての正しい知識を啓発することにより、障害や疾病の早期発見・早期対応・早期治療へとつなげます。
- 精神障害のある人が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、こころの健康を支える地域づくりを目指します。
- 医療的ケアが必要な人が、適切な医療を受けられるよう医療機関等への理解や協力を働きかけていきます。

### [ 推進する施策・事業の実施概要 ]

#### (1) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・早期支援

##### ① 母子保健対策の充実

妊産婦健康診査、乳幼児健康診査を充実し、支援が必要な子どもの早期発見とその後の相談体制の充実に努めます。

また、臨床心理士や保育所・認定こども園等関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもの成長発達に応じた適切な療育支援につなげます。

##### ② 早期療育支援の実施

支援が必要な子どもについて、医療機関、児童相談所等の専門機関や保育所・認定こども園・学校等と連携し、個々の支援計画に基づき、乳幼児期から一貫した支援を受けることができる体制の充実に努めます。

##### ③ 健康診査・がん検診の受診促進

障害の原因となる病気の早期発見・早期予防のための、特定健康診査や各種がん検診等の周知と受診勧奨に努めます。

また、健診結果から生活習慣病リスクの高い人に対し、特定保健指導や情報提供、受診勧奨を行うほか、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発等により、病気や障害の予防に努めます。

##### ④ 発達障害者等への支援

子どもの発達に不安を感じている保護者や発達障害のある人とその家族等の支援ニーズを踏まえ、関係機関と連携し保育所等訪問支援や在宅児への訪問支援等を行うほか、精神科医や臨床心理士による相談支援事業等を案内するなど、相談支援体制の充実を図るとともに保護者等への情報及び適切な保健・福祉サービスの提供に努めます。

## (2) 保健・医療・福祉との連携の充実等

---

### ① 医療の充実

障害のある人が在宅や身近な地域で継続的に医療が受けられるように丸森病院や地域の医療機関と連携しながら、必要な医療の確保に努めます。

また、仙南保健福祉事務所や宮城県リハビリテーション支援センターと連携し、身近なところでリハビリの相談が受けられるよう支援します。

### ② 医療費の助成

重度の障害のある人が、医療機関等を受診した場合において各種医療保険制度による医療費の一部負担金や入院時の食事代を助成します。

### ③ 障害者歯科診療への対応

障害のある人が身近なところで必要かつ適正な歯科診療を利用できるよう、歯科診療機関の案内・周知に努めます。

### ④ 精神保健事業の推進

精神的な健康の保持増進のための相談や研修会等の保健事業の推進に努めるとともに、精神的な問題を抱える人が早期に専門相談や医療機関でのケアを受け、安定した生活を送ることができるよう支援します。

また、外来通院にかかる医療費の負担軽減のための自立支援医療（精神通院）制度の案内・周知に努めます。

### ⑤ 高齢化・重度化なども踏まえた医療と福祉の連携

障害のある人の高齢化や障害の重度化、支援している家族の高齢化に対応するため、在宅医療・障害・介護連携、医療機関と障害福祉サービス提供事業所や介護サービス提供事業所との連携を高めるなど、医療依存度の高い方も地域での生活を継続できるよう支援します。

### ⑥ 医療的ケアが必要な人への対応

医療的ケアが必要な人及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、支援の必要な対象者のニーズを把握するとともに、関係機関と連携し、切れ目ない支援体制の整備に努めます。

### ⑦ 自立支援医療等による医療費の軽減

自立支援医療費（更生・育成医療）助成により、医療を必要とする障害のある人等の経済的な負担軽減を図ります。

## 施策1-3 教育、芸術活動、スポーツ等



### 施策を取り巻く環境

#### [ 現況と課題 ]

- 何らかの障害が疑われる、若しくは教育上特別な支援を必要とする子どもについては、対象となる子どもとその保護者への適切な支援が早期から必要であることに留意し、保健、医療、療育、教育、生活支援等が連携した取組が求められます。
- 障害のある人の社会参加として、スポーツ活動や文化芸術活動は、参加者との相互の交流を広げ、社会参加に対する本人の意識向上や生活能力の向上などの効果も期待できることから、多様な機会や活動の場を整えるなど参加意欲を高めしていく必要があります。

### 施策展開の方向

#### [ 実施方針 ]

- 支援を必要とする子どもやその保護者に対し、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援となるよう、障害特性や発達段階等に応じたきめ細かな教育の実践を目指します。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を互いに尊重し合う共生社会の実現が求められます。そのため、合理的配慮を含む必要な支援を活用しながら、障害のある子どもが、その年齢や能力、特性を十分に踏まえた教育を可能な限り障害のない子どもと共に受けることのできる仕組みを構築します。
- 障害のある人の芸術、スポーツやレクリエーション活動への参加を推進します。

#### [ 推進する施策・事業の実施概要 ]

##### (1) 障害児支援の充実

###### ① 障害児保育の充実

保育所や認定こども園において、障害児保育の充実を図るとともに、関係機関との連携強化や保育従事者の療育に関する知識技術の向上に努めます。

###### ② 子育て支援センター・保育所開放の利用促進

子育て支援センターの積極的な利用を促進し乳幼児期の子育て支援の充実に努めます。また、保育所を開放し障害のある子どもと障害のない子どもや保護者の交流を図り相互理解に努めます。

## (2) 障害児教育の充実

---

### ① 教育相談・就学相談の充実

教育、保健、医療、福祉等と連携し、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を実施するとともに、教育委員会との役割分担等を明確にしながら、適正な就学に向けた支援に努めます。

また、乳幼児期から就労まで、障害のある子ども・保護者と関係機関が情報共有を円滑に行うことができるよう本人の特性や成長過程・支援等の記録を推奨します。

### ② 個々に応じた教育の充実

年少期からのインクルーシブ教育を推進し、障害の有無に関わらず、様々な学びや遊び等の機会を通じて共に過ごし、それぞれの子どもたちが互いに学び合う経験を持てるよう将来の可能性を育む教育を推進します。

また、関係機関と連携し、義務教育終了後の進路や就労について、支援の充実に図ります。

### ③ 学校との連携の強化

保育所・幼稚園・認定こども園と小・中学校の教員が指導方法について共有、改善していくことで、円滑な接続を目指すなど、障害のある子どもや保護者が安心して就学できるよう、幼・保・小・中連携による切れ目のない支援を行います。

## (3) 芸術活動やスポーツ活動の振興

---

### ① 障害のある人の参加促進

県や関係団体で開催する障害者スポーツや各種イベントの開催の情報を広く周知し、障害者団体や障害のある人の参加促進を図ります。

また、障害者週間において企画される各種イベントの開催には、多くの障害のある人が参加できるよう、障害福祉団体と協働しながら周知に努めます。

## 基本目標2 安心と安らぎのある住みよいまちづくり

### 施策2-1 生活環境



#### 施策を取り巻く環境

##### [ 現況と課題 ]

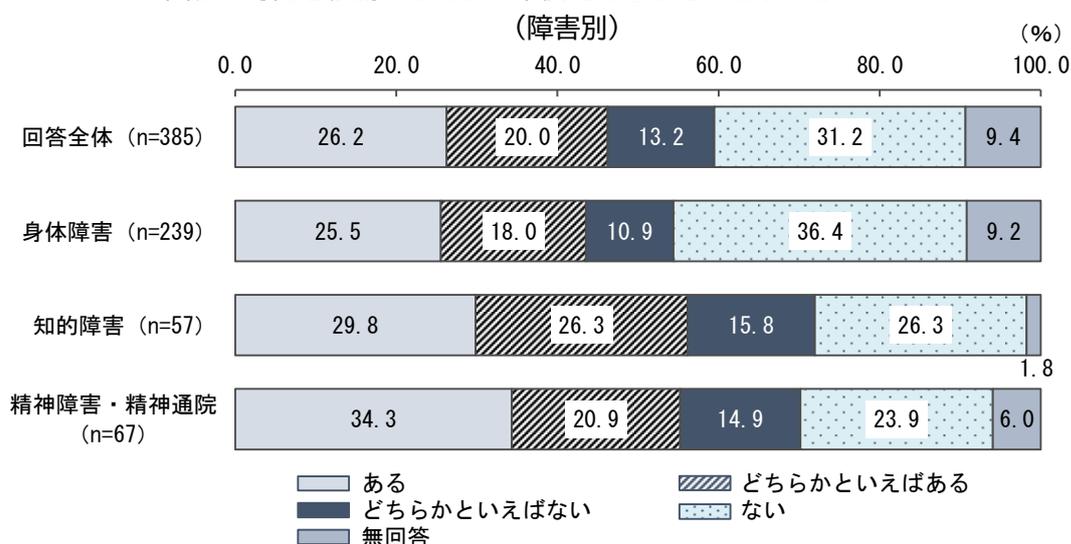
- 障害のある人にとって住みやすいまちとなるためには、移動手段や障害特性に応じた住まい、施設のバリアフリー化等、ソフト・ハードの両面からの取組が求められます。

##### [ アンケート調査による意識 ]

##### ① 町内を移動するときに不便だと感じたことがあるかについて

- 町内を移動するときに不便だと感じたことがあるかについては、「ある」(26.2%)、「どちらかといえばある」(20.0%)を合わせた5割近く(46.2%)の方は“ある”※と感じている一方で、「どちらかといえはない」(13.2%)、「ない」(31.2%)を合わせた4割台半ば(44.4%)の方は“ない”※と感じています。
- 障害別でみると、精神障害・精神通院の方は「ある」の割合が34.3%と、他の障害よりも高くなっています。

図表 町内を移動するときに不便だと感じたことがあるかについて



※ “ある”：「ある」、「どちらかといえばある」と回答した割合の合計

※ “ない”：「どちらかといえはない」、「ない」と回答した割合の合計

## 施策展開の方向

### [ 実施方針 ]

- 障害のある人の自立と社会参加を支援するとともに、住環境整備を図り、誰もが暮らしやすい快適な生活環境の実現を目指します。そのため、地域包括ケアの考えに基づき、障害のある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物や公共交通機関等のバリアフリー化など、日常生活にある様々なバリア（障壁）を解消し、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

### [ 推進する施策・事業の実施概要 ]

#### (1) 公共施設・公共空間の安全確保・バリアフリー化

##### ① 公共施設のバリアフリー化

役場、丸森病院等の公共施設の点検を行い、障害特性に配慮した利用しやすい施設環境の整備に努めます。

##### ② 道路の点検と整備

公共施設、商店街の道路の段差や傾斜を改善し、子どもから高齢者まで、誰もが通行しやすい道路整備に努めます。

##### ③ バリアフリー施設の周知

役場、丸森病院、公園等のバリアフリースイレやエレベーター、スロープ等の設置状況について周知に努めます。

##### ④ 町営住宅のバリアフリー化

町営住宅等の入居者が安心して暮らせるよう、計画的な修繕やバリアフリーによる住環境の整備に努めます。

##### ⑤ 移動手段の整備・検討

移動手段の確保については、デマンド交通あし丸くんに AI を導入し、乗降場所や既定の路線、時刻表をなくして町内移動の利便性を向上させるなど、利用者のニーズに合ったサービスを提供できるよう体制を整備します。

## 施策2-2 情報提供の充実



### 施策を取り巻く環境

#### [ 現況と課題 ]

- 障害のある人が生活にかかる情報を入手しやすく、相談支援を受けやすい環境は、支援やサービスの円滑な利用にもつながります。そのため、障害の有無に関わらず様々な情報や相談支援を受けられる環境を整える必要があります。
- 障害のある人が住み慣れた地域で自立した暮らしを行うためには、十分な意思疎通の手段の確保と情報提供を行うことや、障害の状況や特性に応じて、一人ひとりが持っている個性や能力を最大限に伸ばすための様々な支援が必要であり、こうした支援につなぐための相談支援は、今後ますます重要となっています。

#### [ アンケート調査による意識 ]

##### ① 今必要と感じる情報について

- 障害別で見ると、上位の項目が「障害年金や障害手当などの情報」、「社会福祉施設の情報」など、障害によって必要とされる情報は多岐にわたっています。そのため、様々な分野で情報を入手しやすい環境が求められます。

図表 今必要と感じる情報について（障害別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
身体障害(n=239)	障害年金や障害手当などの情報 14.6%	医療機関の情報 11.7%	社会福祉施設の情報 10.5%
知的障害(n=57)	社会福祉施設の情報 24.6%	相談できる場所の情報・障害年金や障害手当などの情報 15.8% (同率)	
精神障害・精神通院(n=38)	障害年金や障害手当などの情報・相談できる場所の情報・仕事に関する情報 22.4% (同率)		

### [ 実施方針 ]

- 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の取得・利用におけるバリアフリー化を推進します。
- 障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう障害に配慮した情報提供を行うとともに、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援の充実を図ります。

### [ 推進する施策・事業の実施概要 ]

#### (1) 障害に配慮した情報の発信

---

##### ① 障害特性を踏まえた情報発信

視覚障害、聴覚障害のある人等に対して、音声による情報提供、手話ができる人材の養成、手話通訳者の派遣等、障害特性を踏まえ、その人に合った手段、方法で情報を発信し、その活用により社会参加の場を広げる取組を進めます。

##### ② 広報活動の推進

障害者福祉に関する情報や、障害福祉団体等の活動について積極的に周知し、町民の理解を深め更なる啓発に努めます。

##### ③ デジタル技術を活用した情報発信の導入検討

デジタル技術を活用した情報発信の導入を検討するなど、効果的な情報機器の活用を図るとともに、障害の有無に関わらず情報を受け取りやすくするため、機器の利用等に配慮します。

#### (2) 円滑なコミュニケーションの支援

---

##### ① コミュニケーション支援の充実

意思疎通を図ることが困難な方のために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の支援を行うほか、それぞれの障害に応じた円滑なコミュニケーションにつながるよう、必要な人材の育成・確保に努めます。

## 施策2-3 安全・安心



### 施策を取り巻く環境

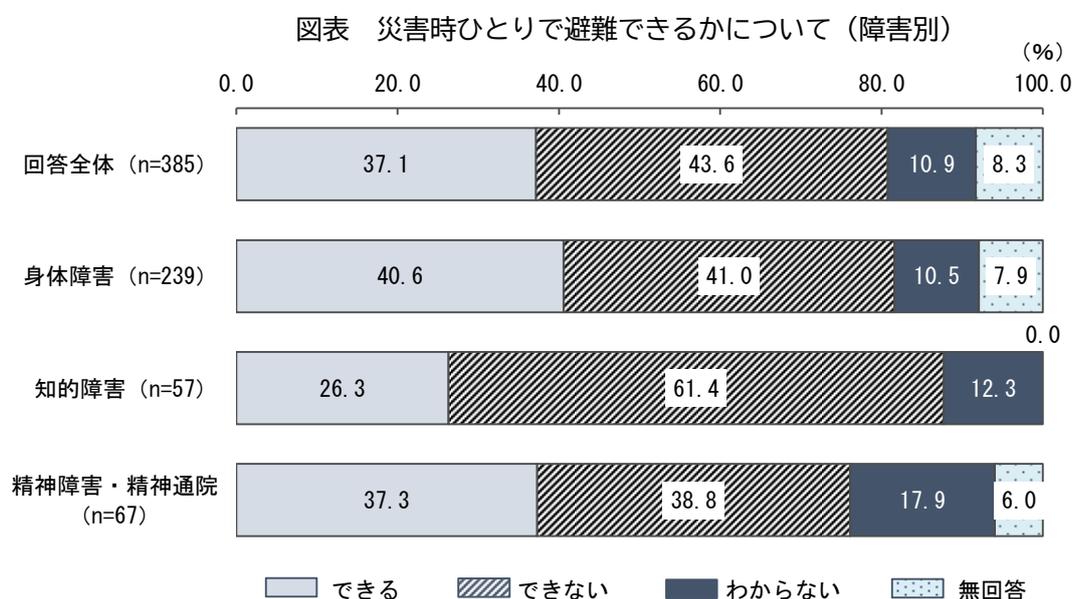
#### [ 現況と課題 ]

- 障害のある人が安全に、安心して暮らすためには、日常生活だけでなく災害時においても配慮が必要であり、避難誘導、避難所での物資調達等、それぞれの障害に配慮した支援が必要となります。
- 障害のある人は、警察への通報や相談にも困難を伴う場合が多いことから、障害の特性に応じた配慮が求められます。

#### [ アンケート調査による意識 ]

##### ① 災害時ひとりで避難できるかについて

- 災害時ひとりで避難できるかについては、「できる」が 37.1%、「できない」が 43.6%、「わからない」が 10.9%となっています。
- 障害別にみると、「できる」と回答した身体障害の方は 40.6%であるのに対し、知的障害の方は 26.3%と障害によってばらつきがみられ、障害特性に応じた支援が求められます。



## ② 災害時避難所で困りそうなこと

- 障害別による避難所で困りそうなことをみると、最上位の項目が「トイレのこと」、「コミュニケーションのこと」、「薬や医療のこと」と、障害によって困りそうなことは多岐にわたります。

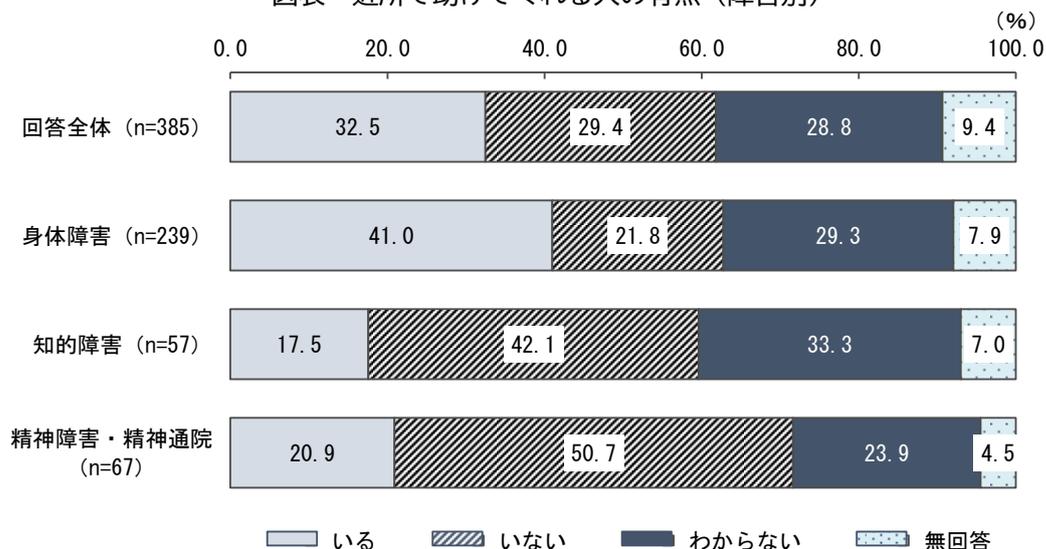
図表 避難所で困りそうなこと（障害別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
身体障害(n=239)	トイレのこと 57.7%	薬や医療のこと 39.7%	食事のこと 27.2%
知的障害(n=57)	コミュニケーションのこと 56.1%	トイレのこと 50.9%	薬や医療のこと 食事のこと 45.6%（同率）
精神障害・精神通院 (n=67)	薬や医療のこと 59.7%	プライバシーの保護 44.8%	トイレのこと 43.3%

## ③ 近所で助けてくれる人の有無

- 近所で助けてくれる人の有無については、「いる」が32.5%、「いない」が29.4%、「わからない」が28.8%、「わからない」が28.8%となっています。
- 障害別にみると、「いる」と回答した身体障害の方は41.0%であるのに対し、知的障害の方は17.5%と障害によってばらつきがみられます。

図表 近所で助けてくれる人の有無（障害別）



## 施策展開の方向

### [ 実施方針 ]

- 障害のある人が安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進するとともに、消費者被害からの保護等を図ります。

### [ 推進する施策・事業の実施概要 ]

#### (1) 防災対策の推進

---

##### ① 避難救護体制の充実

避難行動要支援者名簿を活用し、災害発生時の迅速な避難救護体制の充実に努め、災害時の円滑な支援体制を整備します。

##### ② 避難所での支援の検討

災害時に配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所や避難所での必要な支援について検討を進めます。

#### (2) 防犯対策・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

---

##### ① 防犯対策

福祉関係者やボランティア等地域の支援者及び障害福祉団体の協力を得て、防犯に関する情報提供を行い、防犯意識の向上に努めるとともに、警察や福祉施設等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

##### ② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

消費者トラブルに関する情報提供を行い事故防止に努めるとともに、その他必要な対策ができるよう関係機関との連携を行い、相談窓口の充実に努めます。

また、障害のある人の特性に配慮した専門相談について情報提供していきます。

## 基本目標3 社会参加へ向けた自立を支えるまちづくり

### 施策3-1 雇用・就労



#### 施策を取り巻く環境

##### [ 現況と課題 ]

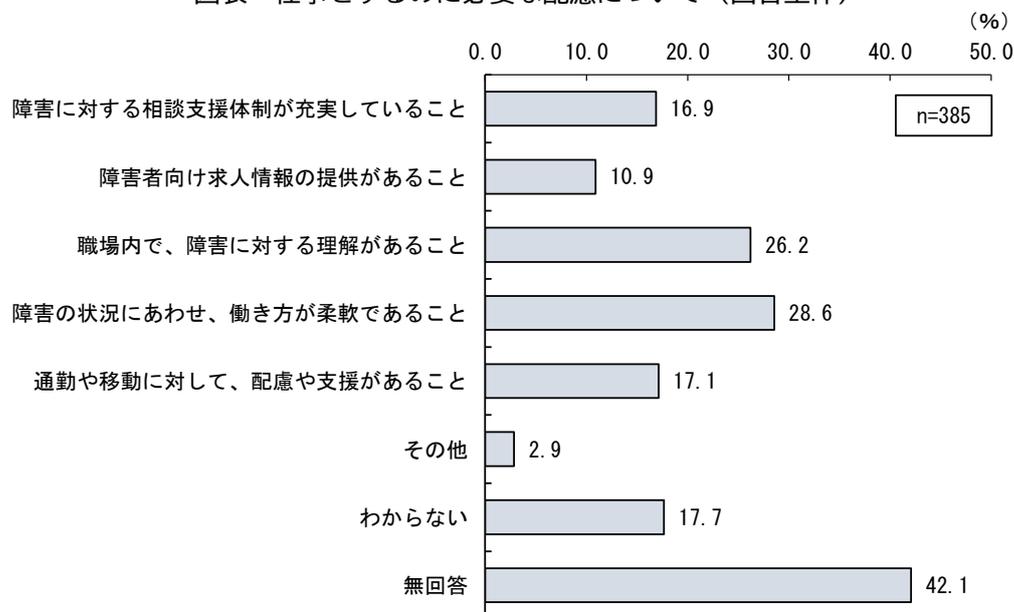
- 障害のある人に向けた雇用・就労への取組については、町、サービス提供事業所、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し就労・雇用支援を行っており、今後も企業等に対する障害のある人の雇用や職域の拡大、職業訓練機会の確保、職場への定着支援等、就業機会の充実を図っていく必要があります。

##### [ アンケート調査による意識 ]

#### ① 仕事をするのに必要な配慮について

- 仕事をするのに必要な配慮については、「障害の状況にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること」が28.6%と最も多くなっています。次いで「職場内で、障害に対する理解があること」が26.2%、「通勤や移動に対して、配慮や支援があること」が17.1%となっています。

図表 仕事をするのに必要な配慮について（回答全体）



### [ 実施方針 ]

- 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、一般就労を希望する人の望みができる限り叶うよう、総合的な支援を推進します。
- 福祉的就労から一般就労まで、本人の意思に沿った就労ができるよう事業所等への理解促進と働く場の拡大に向けて関係機関と連携した取組を推進します。

### [ 推進する施策・事業の実施概要 ]

#### (1) 障害者雇用と就労の促進

---

##### ① 一般就労への移行支援

ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との関係機関と連携し、町内事業所への障害者雇用の促進と各種助成制度等の周知を図ります。

また、相談支援事業所等と連携し、就労を希望する障害のある人や在職中の障害のある人の就労と生活面に関する相談支援を行い、継続して働けるよう支援を行います。

##### ② 福祉的就労の充実

障害者就労支援施設等において、利用者の希望に添った内容で訓練が受けられるよう、県内の事業所だけでなく町内から利用可能な隣接する県外市町村の事業所の確保にも努め、相談支援事業所等とも連携し継続した就労支援を行います。

##### ③ 障害者就労支援施設の製品の利用促進

障害者就労支援施設が提供する製品等を販売できる場所を確保し、製品の紹介や販路拡大に努めます。

##### ④ 就労選択・就労支援のための体制づくり

一人ひとりの障害や希望に応じた就労につながるよう、サービス提供事業所とも連携を図りながら、仙南地域自立支援協議会において、就労にかかる課題を検討・協議し、就労を通じた社会参加の機会の創出に努めます。

また、就労を希望する障害のある人が、本人の強みや課題、職場における合理的配慮に関する事項等を整理する機会を創出し、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の特性を踏まえた就労支援が受けやすい体制を整備します。

## 施策3-2 差別の解消及び権利擁護の推進



### 施策を取り巻く環境

#### [ 現況と課題 ]

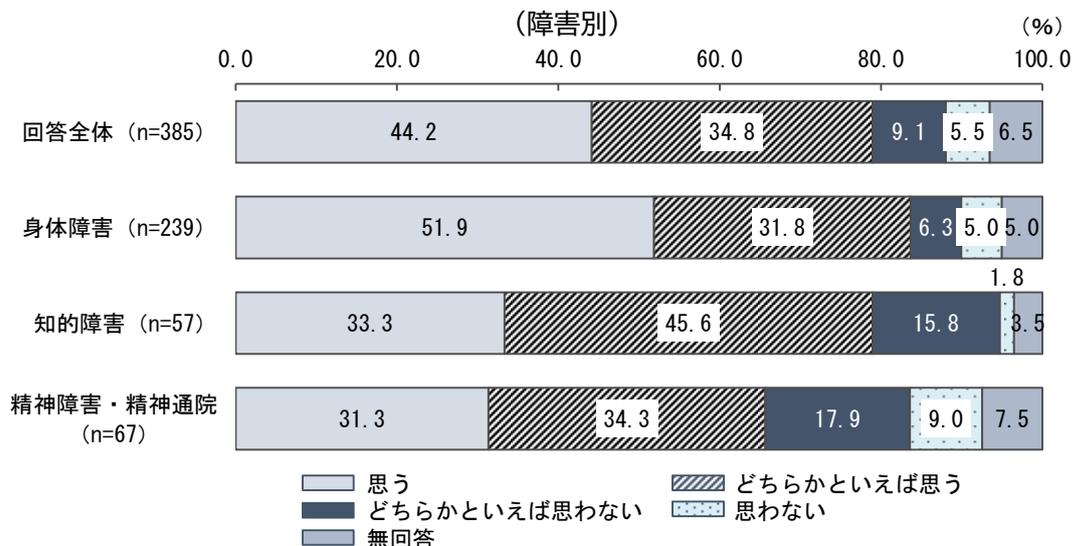
- 障害のある人が地域で安心して生活していくためには、福祉サービスの充実だけでなく、町民一人ひとりが障害や疾病に対する正しい理解と認識を深める必要があります。徐々に浸透しつつあるものの引き続き様々な場面で啓発が求められます。
- 障害のある人とその保護者の高齢化も進んでおり、知的障害や精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利や財産を守るための取組がますます重要になっています。障害があっても、安心して地域での生活を続けることができるよう、支援を必要とする人が成年後見制度等を適切に利用できる環境が必要です。

#### [ アンケート調査による意識 ]

#### ① 自分の「やりたいこと」や「したいこと」が周りの人に理解されていると思うか

- 周りの人に理解されていると思うかについては、「思う」(44.2%)、「どちらかといえば思う」(34.8%)を合わせた8割(79.0%)の方は“思う”※と感じている一方で、「どちらかといえば思わない」(9.1%)、「思わない」(5.5%)を合わせた1割台半ば(14.6%)の方は“思わない”※と感じています。

図表 周りの人に理解されていると思うか



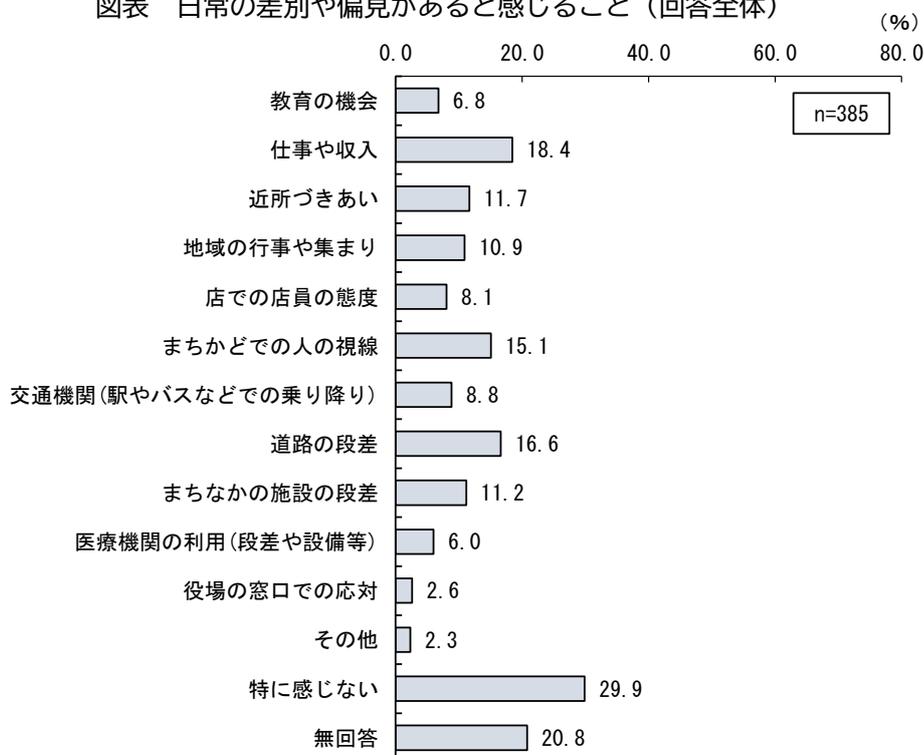
※ “思う”：「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した割合の合計

※ “思わない”：「どちらかといえば思わない」、「思わない」と回答した割合の合計

## ② 日常の差別や偏見があると感じることについて

- 日常の差別や偏見があると感じることについては、「仕事や収入」が18.4%と最も多くなっています。次いで「道路の段差」が16.6%、「まちかどでの人の視線」が15.1%となっています。

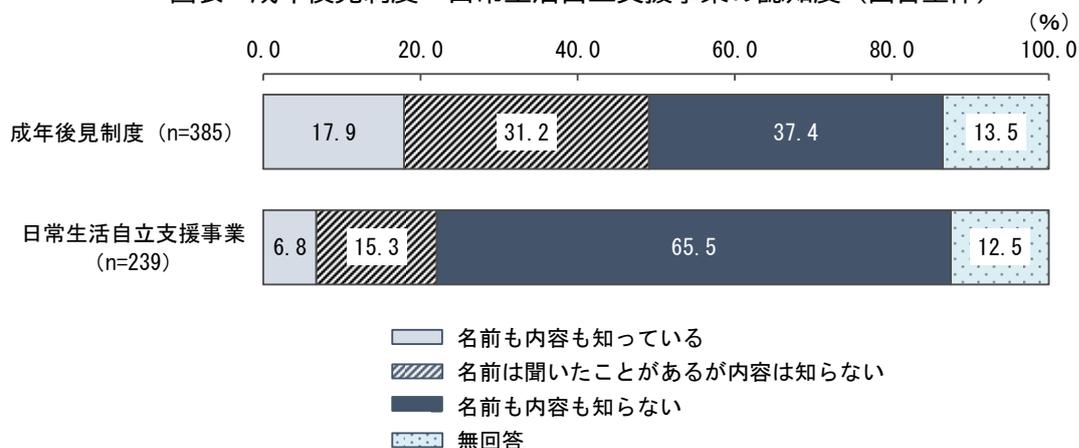
図表 日常の差別や偏見があると感じること（回答全体）



## ③ 成年後見制度・日常生活自立支援事業の認知度

- 成年後見制度・日常生活自立支援事業の認知度について、「名前も内容も知っている」割合は、成年後見制度では17.9%、日常生活自立支援事業では6.8%となっており、認知度は低い状況がみられます。

図表 成年後見制度・日常生活自立支援事業の認知度（回答全体）



## 施策展開の方向

### [ 実施方針 ]

- 障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」等に基づく差別解消に向けた取組を推進します。また、「障害者虐待防止法」に基づき障害のある人の権利擁護のための取組を進めます。
- 判断能力が不十分であっても、障害のある人が、必要な福祉サービスを適切に利用しながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、権利擁護に関する事業を推進し、日常生活自立支援事業や親亡き後の対応として成年後見制度の利用促進を図ります。

### [ 推進する施策・事業の実施概要 ]

#### (1) 障害への理解と交流の促進

---

##### ① 障害者理解の促進

障害当事者や支援者の団体、関係機関と連携し、イベントでの交流、研修会、学校や地域でのハンディキャップ体験等を通じた啓発活動を推進します。

##### ② 障害福祉団体の活動支援

障害種別を越えた障害福祉団体間の交流を図り、介助をはじめ、家族や家庭内で抱える複合的な課題にアプローチし、支援につながるよう機会の創出や情報の共有に努めます。

また、障害当事者やその家族とのネットワークづくりや団体の自主的な活動を支援し、活動の活性化や地域との交流を促進します。

##### ③ ボランティア活動等の充実

丸森町社会福祉協議会や丸森町ボランティア連絡会等と連携し、ボランティアの確保に努めるとともに、障害のある人の特性理解のための研修会等を開催し育成に努めます。

## (2) 虐待防止・障害を理由とする差別の解消

---

### ① 障害者虐待の防止・養護者支援の促進

障害者虐待の防止に関する理解を深め、早期発見対応ができるよう啓発を行うとともに、宮城県障害者権利擁護センターや仙南地域障がい者基幹相談支援センター等と連携して支援を行います。特に個別ケースの対応にあたっては、関係機関とも連携し、障害のある人の利益や生命を害することがないように慎重かつ速やかに対応します。

また、障害のある人を介護している家族等の悩みや介護負担を軽減するために、相談支援の充実に努めます。

### ② 差別解消に向けた取組の推進

「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、行政のみならず、企業や町民にも広く周知し、社会全体で障害のある人の差別解消と合理的配慮に向けた取組が広く展開されるように努めます。

## (3) 権利擁護の推進

---

### ① 成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない人に代わって、契約等の法律行為を行うことができる成年後見制度についての周知を図るとともに、丸森町成年後見制度利用促進計画に基づき、在宅、施設、医療機関等、本人の生活状況に応じて相談支援事業所や基幹相談支援センター、施設相談員、医療機関相談員等が成年後見制度の利用に関する相談支援体制の構築に取り組みます。

また、本人と法定後見人等を中心として日常的な支援を行う支援者の集まり（チーム）を構成し個別支援にあたりとともに、地域連携ネットワークを構成する司法関係者や各種専門職団体、医療・福祉関係者、地域関係団体等が、専門性を生かした助言・支援する体制の整備に努めます。

### ② 日常生活自立支援事業の推進

判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送ることができるよう支援するために、金銭管理や福祉サービス利用の援助等を行う日常生活自立支援事業を推進します。

### 施策3-3 公共サービス・まちなかにおける配慮



#### 施策を取り巻く環境

##### [ 現況と課題 ]

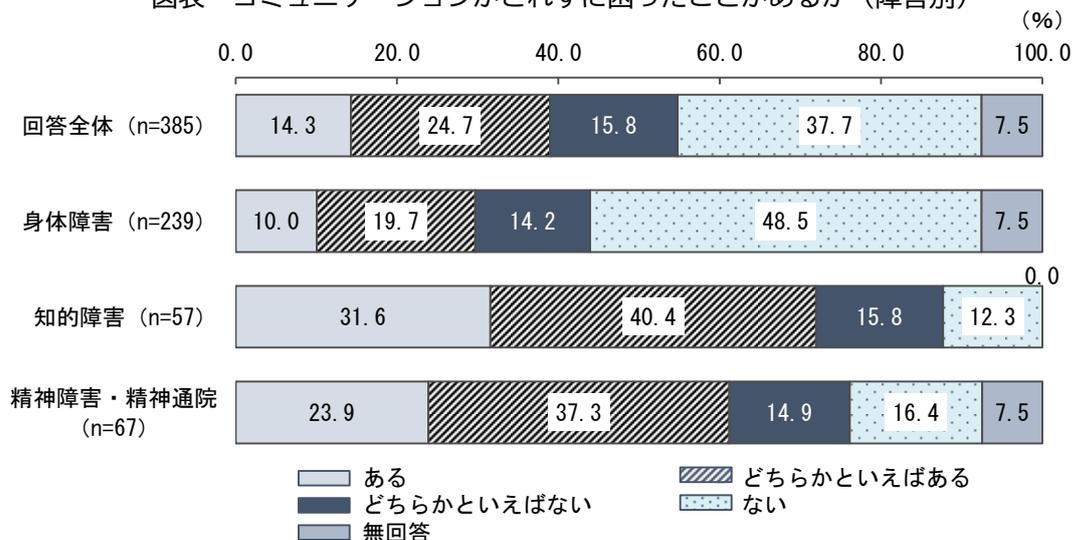
- 誰もが支え合い、受け入れ合う地域共生社会を実現させるためには、これまでの設備のバリアフリー化に加え、障害当事者の目線に立ち、当事者や支援者が求めているニーズをまちづくりに反映させる取組を充実させる必要があります。そのため、福祉サービスや施設等のバリアフリー化だけでなく、まちなかでの配慮など、心のバリアフリーも重要となっています。
- 「障害者差別解消法」により、個々の障害に合わせた合理的配慮の提供が行政や事業所に義務づけられました。これに伴い、窓口対応など行政職員の障害への理解促進に向けた取組を継続的に推進しています。

##### [ アンケート調査による意識 ]

#### ① コミュニケーションがとれずに困ったことがあるか

- コミュニケーションがとれずに困ったことがあるかについては、「ある」(14.3%)、「どちらかといえばある」(24.7%)を合わせた4割(39.0%)の方は“ある”※と感じている一方で、「どちらかといえはない」(15.8%)、「ない」(37.7%)を合わせた5割強(53.5%)の方は“ない”※と感じています。
- 障害別で見ると、「ある」と回答した知的障害の方は31.6%であるのに対し、身体障害の方は10.0%と障害によってばらつきがみられ、障害特性に応じた配慮が求められます。

図表 コミュニケーションがとれずに困ったことがあるか（障害別）



※ “ある”：「ある」、「どちらかといえばある」と回答した方  
 ※ “ない”：「どちらかといえはない」、「ない」と回答した方

## 施策展開の方向

### [ 実施方針 ]

- 行政サービスを利用する際やまちなかで、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、障害特性に応じた配慮ある対応を推進します。

### [ 推進する施策・事業の実施概要 ]

#### (1) 公共サービス・公共施設等における配慮の推進

---

##### ① 町職員の意識向上

役場、丸森病院等の窓口等の対応においては、障害の理解促進のための職員研修等を通して障害のある人への配慮に対する意識向上に努めます。

##### ② 選挙における配慮

移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票環境の向上に向けた取組を推進し、障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。

また、不在者投票の適切な実施により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。

#### (2) 地域やまちなかにおける配慮の推進

---

##### ① 会議・講演会・イベント等における配慮の推進

町が会議や講演会、イベント等を開催する際は、障害の有無に関わらず、気軽に参加できるよう必要な配慮を検討するなど、適切な準備・対応に努めます。

##### ② ヘルプカード・ヘルプマークの普及による助け合いの促進

困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない町民が、周囲に支援を求める手段として活用するヘルプカード・ヘルプマークの目的や活用について周知を図ります。

また、普及を通じて思いやりの心を醸成し、地域やまちなかでの支え合い、助け合いを促進します。

## 第6章 丸森町障害福祉計画

(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)



## 第6章 丸森町障害福祉計画

### (第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

#### 第1節 障害福祉計画・障害児福祉計画について

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（以下「本計画」といいます。）は、国の基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号により改正。）に即し、障害福祉サービス、相談支援及び障害児通所支援等、障害児相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

本計画では、前計画（令和3年度から令和5年度）にかかる各年度の障害福祉サービス等の見込量についての点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。

なお、本計画を作成するにあたり、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ改正された国が示す基本指針の内容は以下のとおりです。

##### ◎ 基本指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

## 第2節 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の

### 提供体制の確保にかかる目標

障害のある人及び障害のある子どもの計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

#### 1 施設入所者の地域生活への移行

本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を目指します。

一方、施設入所者数の削減については、現在でも各施設に入所待機者がいる現状から設定しないこととしました。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和4年度末の施設入所者数	26人	・令和4年度末時点の施設入所者数 ※令和6年2月末現在施設入所者数25人
令和8年度末の施設入所者数	25人	・令和4年度末の施設入所者数5%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数 地域移行率	1人	・令和4年度末施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行

#### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### (1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障害者に対する包括的な支援を行えるようにするため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

図表 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回 (令和8年度)	・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人 (令和8年度)	・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあたっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回 (令和8年度)	・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び強化の実施回数を見込みを設定

## (2) 精神障害のある人の障害福祉サービス利用の見込み

長期入院中の精神障害者については、地域の精神保健医療福祉体制を整備することによって地域生活への移行や定着が可能となります。

計画期間においては、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援等の利用が見込まれる者の数等を勘案し障害福祉サービス等の利用者数を設定します。

図表 精神障害者の障害福祉サービス利用の見込み

項目	成果目標	国の指針による考え方
【目標値】 精神障害者の 地域移行支援利用者数	1人 (令和8年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定</li> <li>現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援への移行後に、「地域定着支援」・「共同生活援助」・「自立生活援助」・「自立訓練（生活訓練）」の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定</li> </ul>
【目標値】 精神障害者の 地域定着支援利用者数	1人 (令和8年度)	
【目標値】 精神障害者の 共同生活援助利用者数	5人 (令和8年度)	
【目標値】 精神障害者の 自立生活援助利用者数	0人 (令和8年度)	
【目標値】 精神障害者の自立訓練 (生活訓練)利用者数	1人 (令和8年度)	

## 3 地域生活支援の充実

### (1) 地域生活支援拠点等の整備

障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、地域の体制づくり等の機能を備えた地域生活支援拠点等を仙南圏域にて1か所整備しています。

また、機能の充実のために運用状況の検証・検討を行います。

図表 地域生活支援拠点等の整備

項目	成果目標	国の指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備	1か所 (圏域で整備済み)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> </ul>
【目標値】 コーディネーターの配置	1人 (圏域で配置済み)	
【目標値】 運用状況の検証・検討	年4回以上	

## (2) 強度行動障害を有する障害者の支援体制整備

支援体制について検討を行いながら、計画期間内で整備するよう努めます。

図表 強度行動障害者への支援体制整備

項目	成果目標	国の指針による考え方
【目標値】 強度行動障害を有する 障害者の支援体制整備	令和8年度末 までに整備	・令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行にあたっては、令和4年度0人、令和5年度（令和6年2月末現在）0人のため、福祉施設からの一般就労への移行者数は、1人を目標値とします。

### (1) 一般就労移行者数

図表 一般就労移行者数

項目	成果目標	国の指針による考え方
令和3年度の 一般就労移行者数	1人	・令和3年度に一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度末の 一般就労移行者数	1人	・令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上

### (2) 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

図表 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

項目	成果目標	国の指針による考え方
【目標値】 雇用や福祉等の関係機関が 連携した支援体制の構築	仙南地域自立 支援協議会に おいて推進	・地域自立支援協議会に就労支援部会等を設けるなど、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築が進むよう取組を進めること

### (3) 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

図表 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

項目	成果目標	国の指針による考え方
令和3年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	1人	・令和3年度末において就労移行支援事業所から一般就労へ移行した者の数
【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	1人	・令和8年度末までに令和3年度一般就労への移行実績の1.31倍以上

### (4) 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

図表 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和8年度末の就労継続支援事業の一般就労への移行者数	A型事業 0人 B型事業 0人	・就労継続支援事業の事業目的等鑑み、就労継続支援A型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上

### (5) 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

図表 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	4人	・令和3年度実績の1.41倍以上 ※令和4年度、令和5年度において一般就労への移行者がいないため目標値を1人とした。
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	1人	
【目標値】 令和8年度末の就労定着率5割以上の事業所数	一事業所 ※町内に該当する事業所はありません。	・令和8年度末までに就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること
【目標値】 令和8年度末の就労定着率7割以上の事業所数	一事業所 ※町内に該当する事業所はありません。	・令和8年度末までに就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすること

(注) 福祉施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を提供する障害福祉サービス事業所等をいいます。

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置

地域の実情等を踏まえ、令和8年度末までに圏域において児童発達支援センター1か所の設置を目標とします。

図表 児童発達支援センターの設置

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
児童発達支援センターの設置	1か所 (令和8年度)	・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置 ・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

### (2) 障害児インクルージョン推進体制

令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築するよう努めます。

図表 障害児インクルージョン推進体制

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み (令和8年度)	・令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること

### (3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所については、令和8年度末までに圏域において1か所の確保を目標とします。

図表 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所 (令和8年度)	・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス提供事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保 ・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

#### (4) 医療的ケア児等に対する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目	成果目標	備考
医療的ケア児等に対する協議の場の設置	1か所 (圏域で整備済み)	<ul style="list-style-type: none"><li>令和8年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること</li><li>市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない</li></ul>
コーディネーターの配置人数	2人 (圏域で配置済み)	<ul style="list-style-type: none"><li>令和8年度末までに、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置すること</li><li>市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での配置であっても差し支えない</li></ul>

## 6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

### (1) 基幹相談支援センター

図表 基幹相談支援センター

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済み (圏域で共同設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること</li> </ul>
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年 60 件	
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成支援件数	年 36 件	
【目標値】 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年 36 回	
【目標値】 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	年 3 回	
【目標値】 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1 人 (圏域で配置済み)	

## (2) 協議会での事例検討等

図表 協議会での事例検討等

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
協議体制の確保状況	仙南地域自立支援協議会において確保済み	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること</li> </ul>
【目標値】協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	年3回	
【目標値】協議会への参加事業者・機関数	15事業者(機関)	
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	専門部会 1 実施回数 5	

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるため、宮城県が実施する障害福祉サービス等にかかる研修その他の研修へ継続して参加します。

また、障害者自立支援給付支払等システム等による審査結果を分析しその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築に努めます。

図表 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

項目	成果目標	国の基本指針による考え方
【目標値】宮城県が実施する障害福祉サービス等にかかる各種研修その他の研修への町職員の参加人数	1人 (令和8年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築</li> </ul>
【目標値】審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有 (令和8年度)	
【目標値】審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	1回 (令和8年度)	

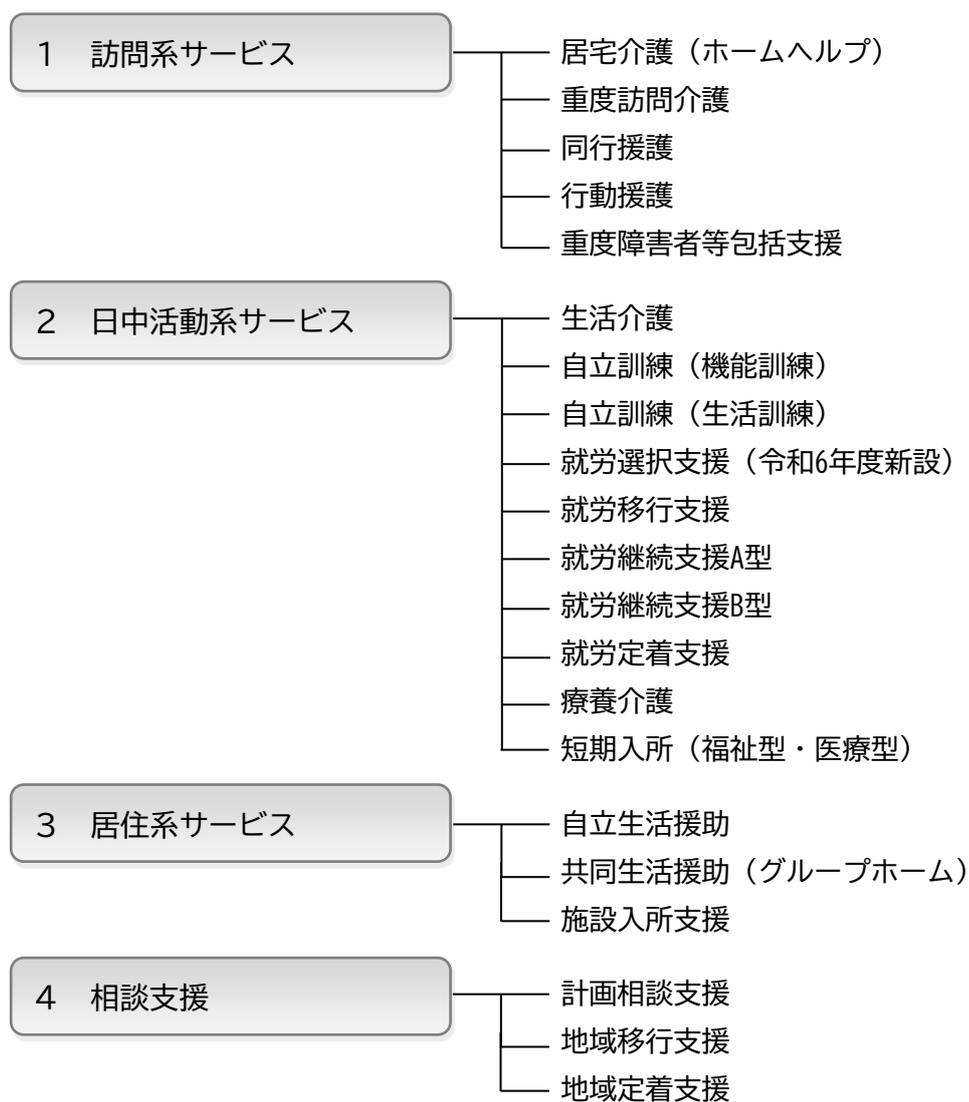
## 第3節 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策

### 1 障害福祉サービス等の必要な量の見込み

令和8年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況等を勘案し、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

なお、障害福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」の4つに分けることができます。

図表 障害福祉サービスの体系



## (1) 訪問系サービス

### [ サービス概要 ]

サービス名	内 容
居 宅 介 護	自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常時介護を要する人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
同 行 援 護	視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行 動 援 護	知的・精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を要する人が行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

### [ 第6期のサービスの実績値・第7期の計画値 ]

サービス名	単 位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居 宅 介 護	利用人数 (実人/月)	3	5	5	7	7	7
	利用時間数 (延時間/月)	73	67	67	94	94	94
重度訪問介護	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間数 (延時間/月)	0	0	0	0	0	0
同 行 援 護	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間数 (延時間/月)	0	0	0	0	0	0
行 動 援 護	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間数 (延時間/月)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間数 (延時間/月)	0	0	0	0	0	0

※令和3・4年度は3月のサービス利用量の実績値、令和5年度は見込値

### [ 見込量確保のための方策 ]

- 障害のある人に地域支援を行う上で重要となる訪問系サービスについては、地域支援が必要な人へ積極的な情報提供を行い、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう必要量の確保に努めます。なお、本町では重度障害者等包括支援については、これまで利用実績がなく今後も利用者がいないものと予想されます。

## (2) 日中活動系サービス

### [ サービス概要 ]

サービス名	内 容
生活介護	常時介護を要する障害のある人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害を有する人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害を有する人が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 [令和7年10月1日施行予定]	就労を希望する人に、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先を選択できるように支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型は事業者との雇用契約があるサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就労が困難な人が対象です。
就労定着支援	就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、企業や関係機関との連絡調整や課題解決の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を要する人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### [ 第6期のサービスの実績値・第7期の計画値 ]

サービス名	単 位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
生活介護	利用人数 (実人/月)	34	37	37	37	37	37
	利用日数 (延日数/月)	768	813	814	814	814	814
重度障害者	利用人数 (実人/月)			1	1	1	1
	利用日数 (延日数/月)			22	22	22	22
重度障害者以外	利用人数 (実人/月)			36	36	36	36
	利用日数 (延日数/月)			792	792	792	792

※令和3・4年度は3月のサービス利用量の実績値、令和5年度は見込値

サービス名	単 位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自立訓練 (機能訓練)	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 (延日数/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用人数 (実人/月)	2	2	6	6	6	6
	利用日数 (延日数/月)	46	54	162	162	162	162
就労選択支援	利用人数 (実人/月)					0	1
就労移行支援	利用人数 (実人/月)	0	1	2	3	3	3
	利用日数 (延日数/月)	0	7	44	66	66	66
就労継続支援 (A型)	利用人数 (実人/月)	5	4	3	3	3	3
	利用日数 (延日数/月)	107	88	66	66	66	66
就労継続支援 (B型)	利用人数 (実人/月)	63	68	67	67	67	67
	利用日数 (延日数/月)	1,131	1,271	1,474	1,474	1,474	1,474
就労定着支援	利用人数 (実人/月)	4	4	4	2	1	1
療養介護	利用人数 (実人/月)	6	6	6	6	6	6
短期入所 (福祉型+医療型)	利用人数 (実人/月)	0	6	7	7	7	7
	利用日数 (延日数/月)	0	16	54	56	56	56
重度障害者	利用人数 (実人/月)			1	1	1	1
	利用日数 (延日数/月)			6	8	8	8
重度障害者以外	利用人数 (実人/月)			6	6	6	6
	利用日数 (延日数/月)			48	48	48	48

※令和3・4年度は3月のサービス利用量の実績値、令和5年度は見込値

[ 見込量確保のための方策 ]

- 日中活動系サービスについては、仙南地域自立支援協議会を通じてニーズの掘り起こしを行うとともに、そのニーズに対応できるよう県内の事業所だけではなく、町内から利用可能な隣接する県外市町村の事業所の確保に努めます。
- 利用者が、自ら適切なサービスと事業所を選択できるよう事業者と連携して最新の情報提供に努め、利用者が自らの将来像に添ったサービスを利用できるよう支援します。

### (3) 居住系サービス

#### [ サービス概要 ]

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。
共同生活援助	主に夜間において、共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

#### [ 第6期のサービスの実績値・第7期の計画値 ]

サービス名	単 位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自立生活援助	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	利用人数 (実人/月)	33	34	36	36	36	36
施設入所支援	利用人数 (実人/月)	26	26	25	25	25	25

※令和3・4年度は3月のサービス利用量の実績値、令和5年度は見込値

#### [ 見込量確保のための方策 ]

- 「共同生活援助」については、利用者に対して家賃の一部補助の利用を促し、利用者の負担軽減を図るとともに、館矢間地区にある「丸森ホームたてやまはらからの家」をはじめとしたグループホーム等と連携し利用人数の維持に努めます。
- 「施設入所支援」については、障害支援区分認定審査会での適正な審査により、利用対象者にあたる人にサービスの情報を伝え、必要な人が円滑に利用できるよう努めます。

#### (4) 相談支援

##### [ サービス概要 ]

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

##### [ 第6期のサービスの実績値・第7期の計画値 ]

サービス名	単 位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
計画相談支援	利用人数 (実人/年)	121	129	139	139	139	139
地域移行支援	利用人数 (実人/年)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用人数 (実人/年)	1	1	1	1	1	1

※令和3・4年度は年間の実績値、令和5年度は年間の見込値

##### [ 見込量確保のための方策 ]

- 障害福祉サービスの利用者に対し、相談支援事業者が障害福祉サービスの利用計画の作成及びモニタリングを実施できるよう見込量を設定します。
- 施設・病院から退所・退院し地域で生活することを希望する人が「地域移行支援」や「地域定着支援」を活用できるよう広報・周知に努めます。

## 2 障害児通所支援等の必要な量の見込み

障害児通所支援等の見込量の算定にあたっては、地域の実情や現在の利用状況等を勘案し、計画期間における適切な見込量の確保に努めていきます。

### [ サービス概要 ]

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障害のある子どもに対して、児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子どもに対して、授業の終了後または休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害のある子どもに対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもの自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）の利用について、障害児支援利用計画の作成や施設等との連絡調整を行い、通所支援開始後は、一定期間ごとにモニタリング等を行います。
障害児入所支援 (福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援)	障害児入所支援には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。 障害児入所支援では、施設に入所している障害のある子どもに対して保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行います。

### [ 第2期のサービスの実績値・第3期の計画値 ]

サービス名	単 位	第2期			第3期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援	利用人数 (実人/月)	2	3	6	7	7	7
	利用日数 (延日数/月)	7	12	30	35	35	35
医療型児童発達支援	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 (延日数/月)	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用人数 (実人/月)	8	10	13	18	21	24
	利用日数 (延日数/月)	69	99	130	180	210	240
保育所等訪問支援	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 (延日数/月)	0	0	0	0	0	0

※令和3・4年度は3月のサービス利用量の実績値、令和5年度は見込値

サービス名	単 位	第2期			第3期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
居宅訪問型 児童発達支援	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 (延日数/月)	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用人数	10	14	19	25	28	31

※令和3・4年度は3月のサービス利用量の実績値、令和5年度は見込値

※障害児相談支援は、令和3年度・4年度は年間の実績値、令和5年度は年間の見込値

[ 見込量確保のための方策 ]

- 支援が必要な子どもに対し、適切なサービスを利用できるよう最新情報の提供に努めます。
- 新規の利用者に対しては、関係機関と連携し円滑にサービスを提供できるよう努めます。

### 3 発達障害者等に対する支援

[ 支援の概要 ]

項 目	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者(保護者)及び実施者(支援者)の参加促進	保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムへの参加促進を図り、発達障害のある子どもを育てた保護者の経験やノウハウを活用した家族支援を推進するとともに、アセスメントツールの導入の促進と、その適切な活用方法について啓発等を行います。
ペアレントメンター養成研修等	発達障害のある子どもを育ててきた経験を活かし、専門家とは違った視点で、発達障害のある子どもの子育てに悩んでいる保護者の話を聴いて、情報提供を行うなど、ペアレントメンターとして活躍していただく人材を育成するための研修等を実施し、同じ立場の保護者による保護者(家族)支援を実施します。
ピアサポート活動への参加促進	発達障害を抱える子どもや保護者等に対して、当事者の視点に立ち、同じような課題を抱えている当事者の支援や、体験を客観的に伝えていくといった交流機会や情報交換等を通じて、居場所づくりや社会活動への参加を促進します。

[ 見込量確保のための方策 ]

- 発達障害のある人やその家族、支援者等に対して、宮城県が行うペアレントトレーニング等への参加を促進します。
- 地域の関係団体等と連携し発達に関する不安や悩みがある人とその家族の現状把握に努め、交流の機会や情報交換等の居場所づくりについて検討するなど、地域の実情に応じた支援体制の構築に取り組みます。

## 第4節 地域生活支援事業

### 1 地域生活支援事業の概要

図表 地域生活支援事業の概要

種別	事業名	内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等の事業を行います。
	自発的活動支援事業	障害者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障害のある人やその家族、地域等からなる団体が地域において自発的に行う活動に対して支援します。
	相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者相談支援事業 障害のある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供、サービスの利用支援、権利擁護のために必要な一般的な相談を行います。</li> <li>○基幹相談支援センター等機能強化事業 障害のある人等からの総合的・専門的な相談窓口として「基幹相談支援センター」を設置しています。専門的職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言、人材育成等支援、地域移行に向けた取組を行います。</li> <li>○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。</li> </ul>
	成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。
	成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制整備に向け、専門職による支援体制の構築などを行います。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具 給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などの給付または貸与を行います。
	手話奉仕員 養成研修事業	聴覚障害のある人のコミュニケーション支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を実施します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活及び社会参加を促進します。
	地域活動支援センター 機能強化事業	創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の促進等便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し障害のある人の地域活動を促進します。

種別	事業名	内容
任意事業	訪問入浴サービス事業	身体障害のある人を対象に、自宅での入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持を図ります。
	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所している人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費用の支給を行います。
	日中一時支援事業	日中の介護者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な人に、障害福祉サービス事業所において活動の場を提供し、見守りと社会に適応するための日常的な訓練を行います。
	障害児者タイムケア事業	障害児者並びに ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）及び高機能自閉症等に該当する人を対象に、日中の一時的な預かりを行います。
	自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者と療育手帳の交付を受けている知的障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。また、重度身体障害者が所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

## 2 地域生活支援事業の見込量

図表 第7期計画の地域生活支援事業の見込量一覧

事業名	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
① 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
② 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
③ 相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
④ 成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
⑤ 意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実施の有無	有	有	有
手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無
⑥ 日常生活用具給付等事業				
日常生活用具給付等事業（計）	件／年度	360	360	360
介護・訓練支援用具	件／年度	0	0	0
自立生活支援用具	件／年度	1	1	1
在宅療養等支援用具	件／年度	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件／年度	1	1	1
排泄管理支援用具	件／年度	356	356	356
居室生活動作補助用具(住宅改修費)	件／年度	1	1	1

事業名	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
⑦ 手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有
⑧ 移動支援事業				
移動支援事業	平均延時間/月	70	70	70
	平均実人数/月	5	5	5
⑨ 地域活動支援センター				
地域活動支援センター	実施箇所	0	0	1
	実人数	0	0	10
⑩ 訪問入浴サービス事業	実人数/年	1	1	1
⑪ 更生訓練費給付事業	実人数/年	0	0	0
⑫ 日中一時支援事業				
日中一時支援事業	延日数	336	336	336
	実人数	4	4	4
⑬ 障害児者タイムケア事業				
障害児者タイムケア事業	延日数	360	360	360
	実人数	6	6	6
⑭ 自動車運転免許取得費 ・自動車改造費助成事業	実人数/年	2	2	2

### 3 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

#### ① 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

共生社会の実現を図り、障害のある人に対する町民理解を深めるため、広報誌や講演会等を通じた啓発活動を推進します。

#### ② 自発的活動支援事業（必須事業）

障害福祉の増進と共生社会の実現に向け、障害のある人やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動として、防災対策や地域による見守りなど、地域で生活する障害のある人とその家族が抱える課題への対応を念頭に置き、障害者団体等への補助事業の継続を図ります。

#### ③ 相談支援事業（必須事業）

障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業については、仙南地域2市7町が共同して事業者へ委託することにより実施します。

住宅入居等支援事業については、ニーズの把握に努めながら、必要に応じて支援を行います。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

障害のある人や介護する親の高齢化に伴い、成年後見制度の必要性が高まっていることを踏まえ、本人やその家族、サービス提供事業者に対し、本事業の啓発に努めます。

### ⑤ 意思疎通支援事業（必須事業）

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、必要に応じて関係機関に委託し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施します。

手話通訳者設置事業については、現状では派遣事業において対応できることから、将来的なニーズを踏まえた対応に努めます。

### ⑥ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

種 目	内 容
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障害のある子どもが訓練に用いるいす等
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

### ⑦ 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

事業の周知を図るとともに、関係機関と連携しながら近隣市町との共催により養成研修を実施します。

### ⑧ 移動支援事業（必須事業）

障害福祉サービス提供事業者に委託することにより実施します。見込量については、地域の実情や現在の利用状況等を勘案し、十分な見込量の確保に努めます。

### ⑨ 地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

地域活動支援センターについては、町内に利用できる施設がなく、町外施設の利用実績もありませんが、将来的な利用に向けてニーズを把握するとともに事業者の確保に努めます。

- ⑩ 訪問入浴サービス事業（任意事業）
- ⑪ 更生訓練費給付事業（任意事業）
- ⑫ 日中一時支援事業（任意事業）
- ⑬ 障害児者タイムケア事業（任意事業）
- ⑭ 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業（任意事業）

障害のある人の能力適正に応じ、日常生活または社会生活を営むことができるよう、本町独自の地域生活支援のための任意事業を実施します。見込量については、地域の実情や現在の利用状況等を勘案し、十分な見込量の確保に努めます。

## 第7章 計画の推進



# 第7章 計画の推進

## 第1節 計画の推進体制

---

### 1 円滑なサービス提供体制の確立

#### (1) 住民や関係団体等と行政との連携

これまで、障害のある人の自立や利用者本位によるサービス提供、家族への支援など、相談支援事業所はもとより、障害福祉団体など関係機関と連携し障害のある人の支援へつなげてきました。しかし、相談に来られない場合や虐待など、把握が困難で支援が必要なケースも考えられ、引き続き、きめ細かなサービス提供や情報提供につなげていく必要があります。

また、障害のある人の地域生活を支援するためには、地域の方々の理解、協力が必要不可欠であるため、丸森町社会福祉協議会等とも連携を図り、障害のある人への支援や理解を深めます。

#### (2) 仙南地域自立支援協議会

地域自立支援協議会については、平成20年度に仙南2市7町が設置した「仙南地域自立支援協議会」において、地域課題の解決のための協議や必要な情報の提供や共有を行います。

### 2 サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保

サービス提供に関しては、障害のある人やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供等に対応した供給体制を確保します。

## 第2節 計画の進行管理

---

### 1 点検及び評価体制

#### (1) PDCAサイクルによる評価と見直し

計画自体をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

障害福祉計画・障害児福祉計画については、障害のある人や障害のある子どもの生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要となります。

そこで、本計画の着実な実施を図るため、丸森町障害者計画等推進委員会で意見聴取を行い、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」の「PDCA サイクル」により、計画の点検・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

#### (2) 成果目標と活動指標について

##### ① 成果目標

成果目標に関しては、障害福祉計画及び障害児福祉計画における国の基本指針を踏まえ、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

##### ② 活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に障害福祉サービス必要量の見込みと実績との差を分析、評価していきます。

# 資料編



# 資料編

## 資料1 策定経過

年 月 日	概 要
令和5年5月22日～ 令和5年6月20日	「病気や障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりのためのアンケート調査」(丸森町が管轄する、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等)
令和5年7月28日 (丸森町役場)	令和5年度第1回丸森町障害者計画等推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の進め方について協議</li> <li>・計画の期間と障害者の状況について協議</li> <li>・丸森町障害福祉計画(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)の進捗状況について協議</li> <li>・第3次丸森町障害者計画、丸森町障害福祉計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)の策定について協議</li> <li>・アンケートの集計報告(速報値)</li> <li>・基本理念について協議</li> </ul>
令和5年11月10日 (丸森まちづくりセンター)	令和5年度第2回丸森町障害者計画等推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査集計報告</li> <li>・第3次丸森町障害者計画案について協議</li> </ul>
令和6年2月2日 (丸森町役場)	令和5年度第3回丸森町障害者計画等推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次丸森町障害者計画案について協議</li> <li>・丸森町障害福祉計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)案について協議</li> </ul>
令和6年3月1日	丸森町障害福祉計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)の策定に係る意見について(回答)
令和6年3月1日	第3次障害者計画(案)に関するパブリックコメント(意見公募)の実施(3月11日まで)
令和6年3月15日 (丸森町役場)	令和5年度第4回丸森町障害者計画等推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次丸森町障害者計画、丸森町障害福祉計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)最終案について協議</li> </ul>

## 資料2 策定協議組織

### 1 丸森町障害者計画等推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目指し、障害者のための施策を円滑に推進するため、丸森町障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号。次条において「法」という。）第11条第3項に基づく丸森町障害者計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく丸森町障害福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第2条第1号に規定する障害者
- (2) 障害者団体の構成員
- (3) 社会福祉法人の代表者又は選任された職員
- (4) 丸森町身体障害者相談員又は丸森町知的障害者相談員
- (5) 学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年8月20日告示第76号）

この告示は、平成27年7月1日から適用する。

## 2 丸森町障害者計画等推進委員会委員名簿

任期：令和5年3月24日～令和7年3月23日

(順不同)

No	氏名	所属団体等	備考
1	八巻良一	丸森町身体障害者福祉協会 会長	
2	石川久美子	発達障害児(者)親の会 エール	副委員長
3	伊藤直美	丸森町知的障害者相談員 発達障害児(者)親の会 エール	
4	川村賢司	丸森町心身障害児者親の会 会長	委員長
5	加藤一聖	社会福祉法人 丸森町社会福祉協議会 福祉活動専門員	
6	増田泰	社会福祉法人 はらから福祉会 丸森ホームたてやまはらからの家 管理者	
7	八島哲	社会福祉法人 白石陽光園 県南生活サポートセンターアサンテ 所長	
8	大浦真奈美	宮城県立角田支援学校 教諭	
9	菊地健二	丸森町民生委員児童委員協議会 副会長	
10	黒山幹夫	障害者家族	
11	齋藤治子	障害者家族	
12	工藤勝志	一般公募	
13	高野良英	一般公募	

## 資料3 用語解説

---

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

### あ行

#### ●医療的ケア

病院以外の場所での「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的生活援助行為のことです。

#### ●インクルーシブ

「包摂的な」「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する言葉で、あらゆる人が排除されないことを意味します。

#### ●インクルーシブ教育

インクルーシブ教育とは、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び合う教育のことです。ユネスコ（国連教育科学文化機関）の「特別ニーズ教育世界会議」（スペイン・サラマンカで1994年に開催）において採択された「サラマンカ宣言」で、国際的に初めて提唱されました。

日本においては、文部科学省によってインクルーシブ教育の実現・普及が進められ、まずは特別支援教育の発展が欠かせないとされています。

### か行

#### ●共生社会

障害者をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の形成を目指すものです。

#### ●協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。本計画では、住民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いています。

## ●高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障害を抱え生活に支障を来すことを指します。

高次脳機能障害は、精神・心理面での障害が中心となるため、外見上は障害が目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会の中で孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれたりすることがあります。

## ●合理的配慮

障害の有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)により、行政機関や事業者には、障害者に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。

## さ行

### ●児童発達支援センター

地域の障害のある子ども等を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

### ●自閉症

社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障害の1つで、現在では、何らかの要因で脳に障害が起こったものとみなされており、知的障害を伴う場合、伴わない場合があります。(知的障害を伴わない場合を特に高機能自閉症と呼びます。)

### ●手段的日常生活動作 (IADL)

電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理など、日常生活動作ではとらえられない高次の生活機能の水準を測定するものです。

### ●手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳する人のことです。

### ●障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

### ●障害者虐待防止法

障害者に対する虐待は「障害者の尊厳を害する」行為と位置付け、虐待の早期発見、防止を目的とした法律。主な内容は、障害者虐待を定義(1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待)するとともに、障害者の虐待禁止規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定をおき、障害者虐待防止等にかかる具体的なスキーム(仕組み)や虐待を発見した際の市町村や都道府県に通報する義務を定めています。

## ●障害者総合支援法

障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者（児）が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

## ●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に規定する障害のある人に交付される手帳。障害の程度が重い方から1級から6級までに区分されます。

## ●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳。障害の程度が重い方から1級から3級までに区分されます。

## ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域の基盤を整えるものです。

## ●成年後見制度

知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度。

制度には家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ任意後見の2つの制度があります。

## ●生活の質

障害福祉における「生活の質」としては、日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動や社会参加等を含め、社会生活の質的向上を含めた意味で用いられます。

## た行

## ●地域自立支援協議会

障害者等の地域における様々な問題や課題等について協議を行う市町村及び関係機関等で構成される協議会。本町では仙南地域2市7町で「仙南地域自立支援協議会」を設置しています。

## ●特別支援学級

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上、または生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。

## ●特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。

## な行

### ●難病等

障害者総合支援法の対象となる疾病のことで、令和6年4月1日現在369疾病が対象となっています。

### ●日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度。

### ●ネットワーク

網の目のようにつかった組織、系列、つながりそのものを意味します。

社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で多く用いられます。

## は行

### ●発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの通常低年齢で発現する脳機能の障害のこと。

### ●バリアフリー

社会生活や社会参加をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられています。

### ●避難行動要支援者

障害者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。

### ●福祉的就労

障害者の就労形態の1つ。一般就労（企業的就労）が困難な障害者のために、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら、作業を行う等、福祉的な観点に配慮された環境での就労のこと。

### ●ヘルプカード

障害者の緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのもの。

特に聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障害者とはわからない方が周囲に支援を求める際に有効です。

## ま行

### ●モニタリング

ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ること。

## ら行

### ●ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を表すそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）等によって区分されます。

### ●療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

### ●療育手帳

知的障害者福祉法により知的障害と判定された方に対して交付される手帳であり、障害の程度によって、A（重度）とB（その他）に区分されます。

第 3 次 丸 森 町 障 害 者 計 画  
令和6年度～令和11年度  
丸 森 町 障 害 福 祉 計 画  
(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)  
令和6年度～令和8年度

---

発 行：令和6年3月  
発行者：宮城県丸森町（保健福祉課）

〒981-2192  
宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地  
TEL：0224-72-2115 FAX：0224-87-7189(直通)  
町ホームページ：<https://www.town.marumori.miyagi.jp/>



丸森町